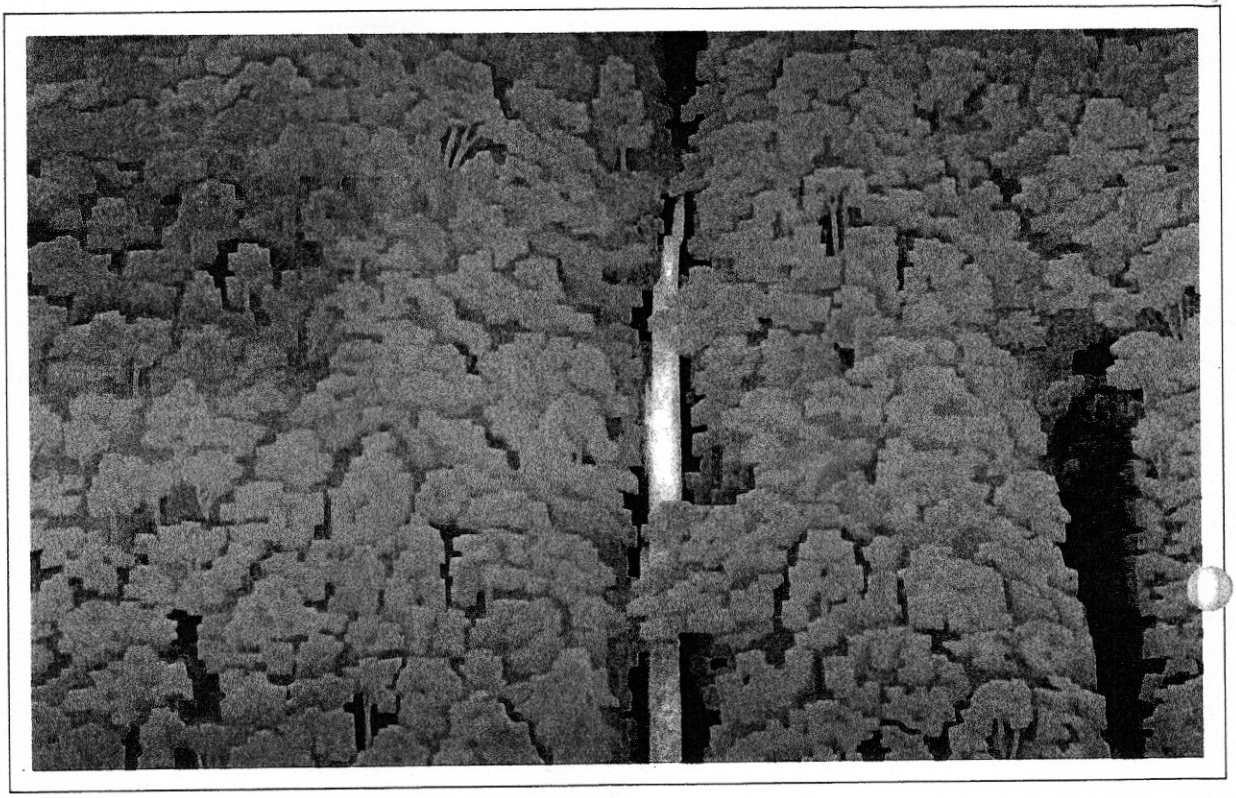
ISSN 0911-6060

国民と森林

1991年・秋季
第　38　号



国民森林会議

節のある竹を育てる

志村富寿さんに聞く近況



国民森林会議の結成にかかわり、『国民と森林』の初代編集担当幹事として活躍された志村富寿さんが、三月の総会で長年の功績を称えられ、特別会員に推薦されて五ヵ月。朝霞市のご自宅を訪ね近況を伺いました。周りの家の中でもひときわ緑の多い庭を見ながらお話が始まりました。

しむら・とみなが　一九一九年山梨県生まれ。京都大学法学部卒、毎日新聞記者・論説委員をへて武蔵野音楽大学教授（生活科学）、本年三月退職。元日光自然を守る会会長、元林政ジャーナリストの会会長など務める。国民森林会議特別会員。

庭作りから人生を考える



志村　今年一月、三年越しで入院中の妻を家によぶことを考えて家の新築を思いたったのです。私は家を建てることは同時に庭を作ることだとはじめから思い込んでいました。しかし最近は地価の上昇から庭を考える人は少いらしい。家の設計をした人が言った。「住居のためにカネがかかっても仕方ないが、庭などにカネを使うのはバカらしいというのが最近の風潮です」と。そこでカネをかけずによい庭を作ってみせると私は心に決めたのです。

好きこそ物の上手というが、ここ数年間機会あるごとに石を集め竹を育ててきた。庭があれば小園でも草木が茂るし、小鳥や虫も来て、心を慰さめてくれる。そこにみどりの生態系ができるのだ。

ところが、この期待ははずされた。私の所は百坪にも足らぬ土地だから、家の建て坪を大きくとると庭はせまくなる。この当然の計算がどんな結果を生むか、私は考え及ばなかった。娘夫婦には、高校、中学、小学校に通う三人の子供がいる。娘夫婦は一人一人に勉強部屋を与えるつもりだと言い出した。

日本中で自然保護派と開発派が争っているが、わが家の事情もそれに似てきた。私は頑固に庭の自然を守ろうとするが、春に土を破って顔を出した筍はあっという間に丈が伸びて、いまやたなばたの飾り竹にもなるほどの優雅

目　次

季刊　国民と森林

No.38　1991年秋季号

■巻頭インタビュー
節のある竹を育てる
志村富寿さんに聞く近況
■写真と文 …… 2
熱帯林への熱い思い
■山村の復権を探る (2)　野添憲治 …… 4
■森と木のある生活 ⑲ …… 8
木を用いた生活用具　市川健夫
■「森林利用と自然保護」提言プロジェクト ⑦
山村の現状と課題　黒澤丈夫 …… 12
新しい食料・農業・農村政策に関する検討について　高濱正博 …… 15
山村振興策の推移　井上幹博 …… 18
■研究会・日本の川を考える (11)
東京の水利用と水源地域　大松　稔 …… 22
淀川の治水　松浦茂樹 …… 26
白神山地はいま　江川正幸 …… 29
■切り抜き森林・林政ジャーナル　6－8月 …… 34
■会員のページ …… 36
＜会員の出した本＞ …… 36
ルポルタージュ　戦後史／森林の明日を考える／新花の百名山／水田は文化と環境を守る／森林の生活ドラマ 100／かけがえのない自然／嫁と姑とわたしと／浅草　上野　隅田川
＜会員の消息＞ …… 38
富山和子／小関隆祺／菅原聡／大内力／神足勝浩／内山節／三井昭三／土田武史／秋山紀子／杉本一

表紙の言葉

青　響　東山魁夷

(1960年：133.0cm×212.0cm)

深い谷をへだてて
山の斜面を蔽(おお)う樹々を眺める。
その一つ一つの樹形と、
重なり合う青葉。
私が表したいと思ったのは
滝の響きではなく、青葉の響きである。

東京国立近代美術館蔵

目次題字　隅谷三喜男／カット　森前しげを

な枝振りを見せている。それも一本にとどまらず、庭一ぱいに緑が林立、夕方ともなるとヤブ蚊の群のたまり場となる。これからどうなることかと先が心配なのである。

庭にヤブ蚊や毒虫が出ることには閉口するが、ものの一面だけ見て不満は禁物だ。今年は春さきから鶯がきて竹の中でしきりに鳴くようになった。また立秋の日も近いある日には、後輩の一人がオミナエシ（女郎花）の数株を持って来て庭に植えてくれた。帰りがけに言った「病気すると人の親切が分かるものだ」そのせりふが心にしみた。

考えてみると、私は病気らしい病気をせずに長い人生を過してきた。いま病床から風にそよぐホテイ竹の姿を見て「節があるから竹なのだ」と思いはじめている。



拝見した庭の石にはコケがつき、風格もひとしお。木の生理にさからって無理な整枝をしていないところも志村さんらしい扱いと見ました。すぐそばが車道である——ということを忘れるくらいの緑の濃さでした。

志村富寿さんのお話は、学生の頃中国を訪れて見た庭園やそこに茂っていた竹のことから、日本人の宗教心から生き方まで談論風発。特別会員として会議の運営にも直言していただきたいような思いでした。

熱帯林の保全と持続可能な経営の方策を討議しようという林業技術担当者による「シニアフォレスター会議」が七月二三～二六日に日本で開かれた。林野庁と国際熱帯木材機関（ＩＴＴＯ）の呼びかけによるもので、熱帯林諸国を中心に四一ヵ国、一二国際機関から九九人が集まって討論し、『横浜宣言』をまとめた。来年六月ブラジルで地球環境開発サミットが開かれるが、その前に林業技術者の提起した宣言は一つの方向を示している。また、この機会に参加の専門家や国内の有識者によるシンポジウムが、会員の会員の神足勝活さんの司会により開かれた。

写真と文　熱帯林への熱い思い



カリマンタンのサマリンダから伐採跡地を二〇〇キロも走って着いたインドネシアの大学の演習林。「残された天然林」といえる。
［写真提供・阿部保吉氏］

シニアフォレスター会議
議長サマリー
―熱帯林の保全と持続可能な経営のための行動計画―

我々は、

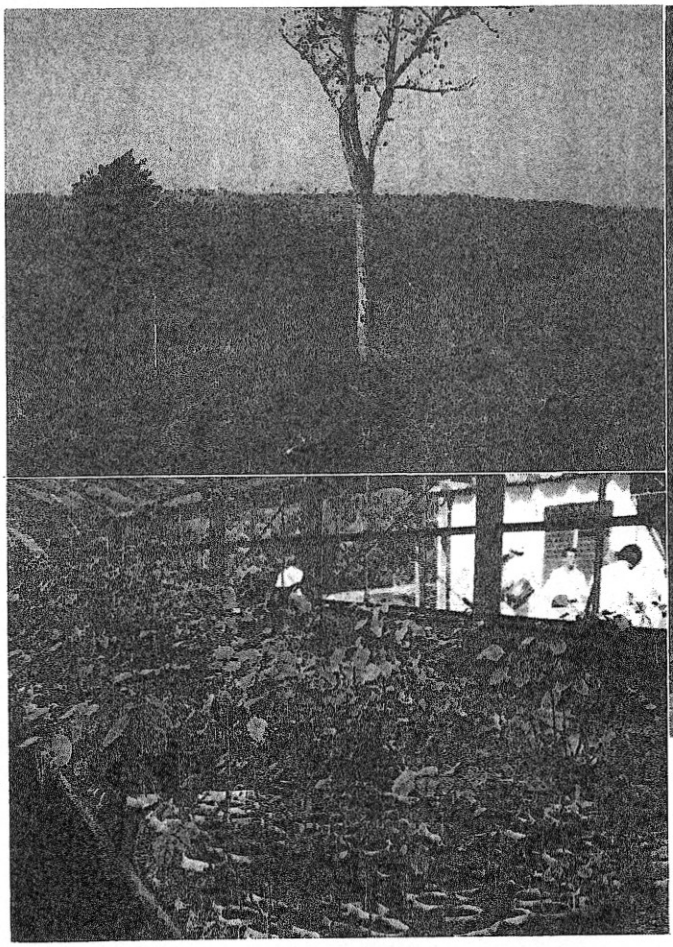
①林業は森林の保全と持続可能な経営の全てを扱う

②生物資源の保全、環境保全、木材をはじめとする様々な財の生産など幅広い目的を達成する熱帯林の持続可能な経営は実行可能であるとの基本的合意の下に、熱帯林の持続可能な経営の確立に不可欠であり、フォレスターが直ちに実行し得る行動計画を次のとおりまとめた。

― 森林・林業活動の行動指針を策定する。
― 全ての森林を対象に、永久森林、残置森林等の区分を行い、保続経営の単位を定める。
― 保続経営の単位毎に持続可能な年間伐採許容量を推計し、これと現実の伐採水準とにかい離が生じないように留意する。
― 森林を維持するため最も適した森林施業体系を適用する。
― 天然林の利用を補完・代替するため、造林等によって森林に回復すべき地域を特定する。
― 森林生態系の現状を把握するためモニタリングシステムを構築する。
― 持続可能な経営のための対策及び規則等の実行性を確保するため、森林・林業スタッフの配置を改善する。

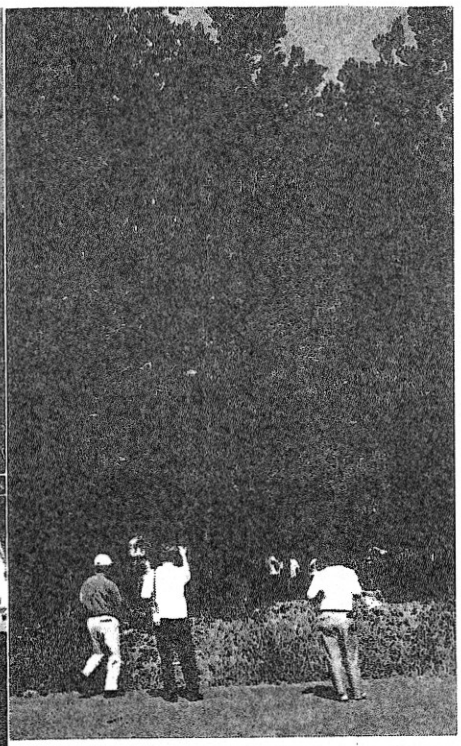
横浜林業宣言　91・7・23～26日

一九九一年七月二三日から二六日にかけて横浜で一堂に会した世界のシニアフォレスターと



上＝国有林の伐採跡地、その造林の実験施設を日本が援助。（タイ）

下＝スクスク育つ苗木、それでも現地の土や気象が受入れてくれるか。（タイ）



↑10年余りでこんなに成長したユーカリの植林地。しかし、地力を消耗し、地域住民に直接役立たぬユーカリ造林に批判も。（タイ）

森林関連分野の専門家は、熱帯林の持続可能な経営のためのＩＴＴＯガイドラインを直ちに実効あるものとしていくため、自ら何が実行可能かについて検討した。

その結果、ここに、次を宣言する。

第一に、産業用材や木材以外の産物の生産、生物学的多様性の保全、その他、環境的、人間的な価値のため、熱帯林の持続可能な経営の達成は可能である。

第二に、持続可能な森林経営に向けた取り組みを、緊急の課題として加速すべきである。

第三に、我々が、自らの予算・人員と権限のみに基づいて実施することは多くの分野で持続可能な森林経営を促進するが、これは、質、量ともに最初の第一歩に過ぎない。

第四に、持続可能な森林経営を、さらに高く、さらに適切な質的量的レベルへと引き上げていくためには、さらに多くの予算・人員、努力、支援を必要とする。

第五に、その中で特に重要なのは、多部門間にまたがる土地利用計画であり、我々は、土地利用計画における森林・林業の位置づけを強化することができる。

第六に、人工林は、持続可能な森林経営の達成において、天然林を総合的に補完する役割を果たす。

第七に、地域社会の参加が、持続可能な森林経営のために不可欠であり、また、地域の発展にも欠かせない。

最後に、我々は、この上記の目的の達成に向けて、直ちに行動を起こせれ立場にあり、また、断固として行動を起こす決意である。



山村の復権を探る(2)

川下も超高齢化社会

野添憲治

ことし（一九九一年）春から夏にかけて、わたしの住む秋田県内ではさまざまな出来事があった。しかし、ここ数年はいずれも小さな問題だったのが、ことしになってから突如として噴出したものであり、根っこの部分で過疎と結びついているのが共通している。ますます深刻になっていく過疎が、山村だけでなく川下の地帯の生産体系や人びとの生活まで、根底からゆさぶりはじめたのだ。いくつか実例をあげながら考えてみたい。

秋田県能代市はもっとも人口が多かった時は七万人を超え、県内では秋田市に次ぐ第二の都市と呼ばれてきた。しかし、能代の基幹産業である木材業が不振になると、他にこれといった産業がないので人口流出がつづいた。ベビーブームに誕生した人が中学卒業、高校卒業時期の一九六一年から七〇年までの一〇年間の流出はとくに激しく、一九六八年の一三四三人を最高に、合わせて九二七二人にも達した。だが、市では関係機関と一体になり、流出する若者をつなぎ止めるための雇用の場の創出と、就業機会の拡大などに着手したが、具体的な効果はなく、その後も若者達の流出はつづいた。

この時代の県外流出と、最近の若者の県外流出はその構造が大きく変わったが、学卒者の就職・進学を理由にした県外流出の歯止め策は講じられていない。また、若者たちの意識、流動性などをきちんと把握したうえでの対応も欠いたままだ。核家族化、ツナ家族化になったいま、地元に残った人たちの理由は、「長男だから」とか、「親のめんどうを見なければならない」というのが多い。結局、知識や技術、技能を発揮できる希望の職場の不足、雇用環境が劣る、都市機能の魅力の不足といったことで、地元を離れていく。能代職安がまとめた今春の高校卒業者の就職状況をみても、職安を通して就職した生徒のうち、県内で就職したのは四九・八％と、県内の市ではもっとも低い。

若年層の県外流出は、出産適齢期の若者の減少につながる。これまで一〇〇〇人を超えていた能代市の出生数は、一九九〇年四二一人にまで落ちこんだ。婚姻件数も一九八〇年までは三〇〇件台だったのが、一九九〇年には二一六件になった。いまのような現状では、出生数の低下はまだまだつづく。

このような現実は、高齢化を促進し、老齢人口の比率を押し上げる。昨年、能代、山本両福祉事務所が敬老の日にちなんでまとめた六五歳以上の老齢人口比率は一六・三％。幼少年齢人口は一七・三％だから、逆転するのは時間の問題となっている。わたしが生まれて育った藤里町の老齢人口比率は二一・五％で、すでに町民五人に一人が老齢人口というように、超高齢化社会となっている。

秋田県知事はことしの六月定例県議会本会議で、一般質問にこたえ、「労働人口減少は、将来的に経済社会の活力低下につながる。極めて重大な問題である」と、その考え方を示した。

しかし、極めて重大だとしながらも、将来的に活力が低下するという認識であり、現状を見つめる視点があまりにも弱く、甘い。

特産物が出荷できない

少し長く数字を並べたが、こうした能代市は日本海に面しているので広大な砂丘地帯があり、藩政時代から松林の植林が盛んだったため砂地が安定し、早くから畑作がやられていた。その中でもミョウガ栽培は古いうえに、能代開拓でさらに広大な畑地が造成されたので、ミョウガ栽培面積が急増した。現在は二八〇ヘクタールに作付けし、単一農協、地域での出荷量は全国一の規模を誇っている。市農協を通しての販売額は、作年は三億五六〇〇万円で、畑作業では群を抜いている。

だが、高知県などの先進地にくらべると、一〇アール当たりの収入金額は比較にならないほど落ちる。そのため、市や市農協では、促成栽培（ハウスミョウガ）やベタ張り（半促成ミョウガ）の普及に力を入れた。また、「能代みょうが」のブランド名で統一し、市場回りやパンフレット配布などで早くから宣伝をはじめたし、市場評価の高揚を図り、販売目標額も三億八千五〇〇万円と、昨年の実績を上回るようにたてた。

ところが、七月下旬からそのミョウガの出荷が最盛期になったのに、市農協の野菜センターにあまり出荷されてこないのである。例年にくらべると、四分の一にも満たない量なのだ。不思議に思った市農協の職員が栽培農家に行くと、ハウスやベタ張りの中ではミョウガがいつでも出荷できるように生育しているのに、そのミョウガを取ったり、パック詰めにする人がいないのだった。夫婦だけの労力では、生育するのを次々と取り、パック詰めにして出荷できないのだ。いつもの年だと、季節には一〇人近いパートの人たちが働いているのに、夫婦以外に人が見えない。

「どうしたんだスか。誰も人がいないけど？」

職員はあわてて聴いた。

「ミョウガ農家には、働きに来る人がいないのだスよ。昨年はやっと一一人を頼んだども、ことしは二人より頼めなかったス。それも年寄りものだから、三日働いたら腰を痛くしてやめてしまったスよ。昨年まで来ていた農家の人は、市で誘致した工場へ働きに行ったのもいるし、年金を今年から貰った人は毎日ゲートボールだとよ。若い人は声をかけるにも、姿が見えないものな」

この農家（六〇）では二ヘクタールにミョウガを作付けしているが、収穫からパック詰めとどうしても人手に頼らないといけない。ピーク時には自家労働力以外の働き手を最低でも八～九人は確保しないと、出荷を順調にこなしていけないのだった。ところが、三年ほど前から人を頼むのが難しくなってきていたが、ことしになってから急に人がいなくなった。そのためその農家は、このままではハウスの中でミョウガを腐らせてしまうと、夏休みに帰省する大学生に目をつけた。はじめて地元新聞に、募集広告も出した。しかし、ことしの夏は地元出身の大学生たちが、大都市のアルバイトの方が高いものだから夏休みに働き、例年の三分の一も帰省しなかった。市役所でプールの監視人として大学生を募集したのにも、一人も応募がなかったという。それまではくじ引きで決めるほど、希望者が殺到したのにである。こんな状態だから、農家の電話は一回も鳴らなかった。結局、二人で働くよりなく、お盆も一三日の午後休んだだけで働きつづけた。

能代市にはミョウガを作付けしている農家が、約一五〇戸ある。そのほとんどの農家で人手不足となり、出荷が鈍るのに音を上げた市農協は、パック詰め出荷をやめ、発泡スチロール製の三キロ箱に詰めたバラ出荷をはじめた。だが、市場で逆に人手がかかるため、市場の反応はよくないという。「能代みょうが」のブランド名で出荷、市場評価の高揚を狙って宣伝などに多額の費用をかけたのに、人手不足という落とし穴にはまり、まったく効果をあげないまま終わった。

また、お盆過ぎには二ヘクタールを作付けしている農家の妻（五七）が、過労で倒れ、一週間入院したほか、判っているだけでも六人の女性が入院している。いずれも過労のためで、ミョウガはハウスやベタ張りの中にそのまま放置さ



いまでは山村の農家でも少なくなった保存食用の山菜

れ、八月下旬でかなりの量が腐っているという。市農協の今年度の販売目標額は前年の三分の二くらいに落ち込みそうだし、農家も来年の作付けは半分に減らそうとしている。人手不足と高齢化は、人手に頼る農業を不可能にしているほか、歴史のある能代特産のミョウガの評価を失墜させてしまったのである。地域経済と農民たちにあたえる影響は、非常に大きい。

地場産業支える労力

能代市の隣に、八竜町がある。二つの村が合併した時は人口が一万を超えていたが、耕作地が少なく、産業のない町だったので、出稼ぎの町として有名だった。男たちは漁業に、女たちは北海道の農家へ働きに出ていた。町に人が定着する産業というのが、八竜町の長い間の夢であった。やがて海岸一帯の広大な砂丘地に着目し、マクワウリ、スイカなどが植えられ、次に輸出用のチューリップの球根栽培へと移り、砂丘地畑作の技術が身についたところにメロンが導入された。このメロンが長い努力の末に定着し、八竜のメロンといえば、東北でも名の知られる存在となった。水分の多い果実が好まれる時代に入ったこともあり、販売高も年ごとに更新され、かつては山本郡でもっとも貧しい町といわれたのが、次々とメロン御殿が建っていった。

町の産業に活気があると、町の人口も減らない。県の統計で見ると、町村合併をした時の一万人は割っているものの、一九七三年で八三九六人だった人口が、一九九一年では七八六三人と、五三三人より減っていない。山本郡内の七町村が軒なみ一〇〇〇～二〇〇〇人と減らしているというのに、八竜町の減り方が少ないのは、一にも二にもメロンに助けられているからだった。また、他の町村ではどこでも幼少年齢人口を老齢人口が上回っているのに、八竜町だけは上回っていない。地場産業の育成が人口減少や高齢化社会へのテンポを遅くする実例として、秋田県内ではよく引き合いに出されてきた。だが、順調に進んでいるように見えたこの八竜町にも、落とし穴があった。

メロンはカネになるが、人間の労働力を吸い取るような作業が長くつづく。春先の苗床づくり、播種、接木と、農繁期は午前四時ころから午後八時ころまでの長時間労働だ。食事の仕度などしていられないので、一日三回、それも畑の小屋と家に、仕出し屋から弁当が届くようにしている。家に帰らないで、小屋で寝る人もいる。通学する子どものいる夫婦でも、子どもの世話は爺さん、婆さんまかせで、父親などは子どもの顔を見ることのない人が多い。これほど働かないと、広いメロン畑を管理していけないし、もちろん近くの農家からパートも頼む。メロン栽培農家同志の競争もあるので、規模を広げないと金額は伸びないため、仕事の量は年々多くなっていく――。

こうした労働を二〇年近くつづけ、ワラ葺きの屋根をメロン御殿に建て替えたし、農協の貯金も増えた。しかし、男はメロンの収穫が終わるまでに一〇キロ前後は体重を減らし、あとの半年は働く意欲をなくしてぶらぶらしている。人口八〇〇〇の町にパチンコ店が三軒もあるのは、ぶらぶらする男たちが客になっているからだ。またメロン農家の女の三分の一近くが、収穫が終わると病院通いをするという、保健所の調査では、山本郡内では群を抜いて貧血が高い。子どもの学力は低下し、家庭内のイザコザも絶えない。そして何よりも大変になったのが、高卒の息子たちは仕事のきつさを目の前に見ているので、メロン農家を継がず、県外就職をするようになった。親が外車を与えると約束しても、振り向きもしないで家を出ていくようになった。それでもメロン農家は、パートの人数を多くして農作業をつづけてきた。

川下も同じに病む

メロン農家で頼むパートが不足のきざしを見せてきたのは、数年前からだった。それでも、他の農家よりも少し高い賃金にすると、人を集めることはできた。期待していた息子が離れていっても、メロンはいままで通り作ってきた。

ところが、ことしは冬から様子が違っていた。床づくりにかかる三月に、毎年のようにパートで来ている家にことしも頼むと電話を入れたところ、次々と断わられた。A農家（五二）では毎年一〇人近く雇っていたのに、ことしはたった一人より頼めなかった。電話に出るのは年寄りだけで、「二人とも能代の工場さ行っていない」という返事が返ってくるほか、「足腰が痛くて、もう働けねェ」という声が返ってきたのが二人だという。能代の工場というのは、広大な面積の能代工業団地を造成して企業誘致を図ったが、これまではどこの企業からも見向かれずにペンペン草が生い繁っていた。しかし、都市部での土地の高騰や人手不足が顕著になってから、次々と工場が進出してきた。そのため、市内でも労働力が不足となり、既存工場から労働者を引き抜いていたがそれでも足りず、郡内に手を伸ばしてきた。〝三K〟の典型のようなメロン農家で働くよりは仕事が楽で、工場内だと雨で休むこともなく、賃金も高いとあって、どっと人が流れたのだった。また、これまで長年にわたって働いてきた年配者も、体の疲れから作業現場から離れていく人が多くなってきた。

こうして人手不足に直撃された八竜町のメロン農家は、家内労力の他にわずかに頼んだパートで、苗床づくり、播種までは例年の面積どおりやったが、もっとも手のかかる接木でダウンし、大半の農家が例年の半分の面積に植えたにとどまった。農協では仕入れていた生産資材が大量に残ったほか、入荷量も例年の半分で、倉庫は最盛期になってもガラ空きで、大幅な収入減が見込まれている。これは農家の場合も同じで、収入が減ったほかに、人手不足でムリした体が痛み、女たちだけでなく男も病院通いをはじめた。来年はメロンづくりをやめようと、弱音を吐く農家もでているというが、急に工場稼ぎに出た人が農作業に戻る見通しはまったくなく、来年のメロン作付面積の落ち込みは予想ができないと、農協の担当者は弱りきっていた。このままでいくと、メロンの産地八竜の呼び方が消えるのも、それほど遠い先のことではないようだ。昔と形態は変わったが、八竜町は再び出稼ぎの町になり、ようやく築きあげた特産品もなくなろうとしている。

ことしの春から夏にかけては、山菜の宝庫を抱えている秋田県でも山菜の出荷量が昨年の四分の一くらいに下回り、価格が二〜三倍の高値となった。これも〝三K〟の山菜取りをやめて工場働きに人びとが流れ、わずかに老人たちが取ってくるのが店頭に出回るようになったからだ。そのうちに山菜も、店頭から消えていき、同時に家庭の食卓から伝統的な料理や食品が消えていくことだろう。

今回は、ことしとくに目立った川下の現象をいくつか見てみた。これでもわかるように、病んでいるのは川上の山村だけでなく、川下の小都市も同じに病んでいるのである。川上が病んでいるのに、川下が健在だということはないのだ。山村の問題は、同時に小都市の問題でもあるのである。

（続）

森と木のある生活⑲

木を用いた生活用具

市川健夫
（信州短期大学教授）



信飛国境野麦峠のお助け小屋。石が置かれた板屋根が美しい。

樹皮で織られる布

日本においては古代・中世の主要繊維は大麻で、それで織られた麻布が広く用いられていた。その現物は八世紀の正倉院御物にも、多数見出される。一方シナノキ・ヤマフジ・ツバキの樹皮、クズ・イラクサの繊維、ゼンマイの花などを用いた織物もあった。

「信濃と号するは当国に科の木という木あり、この木をはいで諏訪の神事に用いることあり。依て科野国と名ずくなり」（『千曲の真砂』）と記されている。また「科の木むかしは諸国に取りもとめて大綱とし、天王寺の造営に用いた。今は科の木少なく、駄馬の装束に用いるのみ、科の字は級とも書く」（『太平記』三六巻）とある。このような記録からも、古代には日本各地で科布や科縄が用いられていたが、中世になるとシナノキが少なくなり、その利用が減ったことが推測しうる。

東北地方ではシナノキをマダというが、マダ皮はフジ皮とともに明治中期まで繊維に用いられてきた。また上高地に近い長野県安曇村稲核の川上忠蔵さん一家（一九一六年生れ）は、現在でも科布を織っている。近くの村有林に自生する一五年生胸経一五～二〇センチほどのシナノキの払下げを受け、六月に伐採する。樹皮をはいでから水の中に半年間浸けて表皮をとる。二〇年生以上で大きくなると、横枝の出たところで糸が切れてしまって使えない。川上家では一年間に一〇本ほどのシナノキを使って、古代からの伝統をもつ科布を織り、民芸品として販売している。なおシナノキの皮繊維は、水に濡れても強いため、縄にして牛馬の手綱に用いられ、また手提げ籠にも編まれてきた。

北海道の先住民族アイヌは、シナノキ（ニヘシ）・オヒョウダモ（アツ）の内皮をはいで温水に浸け、乾燥させてから細かく裂いて、手と口を用いて糸に紡ぐ。この糸を座機（アッシカ

ラベ）にかけて織っている。これがアッシ織で中国文化の影響を受けた刺繍を施し、あるいは縄文文化の流れをくむ縄置紋様を切伏せ縫い（切れ布を縫いつける）によって描いていく。北海道内の博物館に行くと、アッシ織がよく展示されているが、独得の幾何学模様が美しい。現在日高の平取、胆振の白老などのコタンで、細々と織られているにすぎない。最近旭川市などで民芸品としてアッシ織が生産されて、商品化されている。

クズは秋の七草の一つに数えられている。マメ科の植物で、その葉や蔓が蛋白質に富んでいることから、牛馬の飼料に用いられてきた。またクズの根から取った澱粉が葛粉で、ワラビ粉とともに利用されている。繁殖力の強いことから、第二次世界大戦後日本のクズが中国やアメリカで土壌浸食を防止するために用いられている。

このクズの蔓から採った繊維で織ったものが葛布である。六～八月、その年に発芽した蔓を釜でゆでてから流水に浸ける。室の中に入れて、生草と莚をかけて二日間自然発酵させる。それから水で腐った表皮を流い流し、さらに芯を取去る、その表皮と芯の間にある靱皮を洗って乾燥したものが、葛苧である。これを細かくさいて、織りあげると葛布になる。

葛布は奈良時代から織られていたが、江戸時代になると、東海道の掛川宿（現静岡県）が特産地になった。このあたりには良質のクズがとれ、かつ交通の便がよいことから葛布の生産が発展した。裃・袴・合羽・蚊張などに用いられていた。明治維新後、既存の用途が減ったが、国内用の襖地、欧米諸国向けの壁紙の需要が伸びて、掛川の葛布生産は発展し、全国生産の八〇%をしめるに至った。しかし一九六〇年ごろから韓国産に押されて、三〇軒あった業者は葛布屋の屋号を持つ川出幸吉氏一軒のみになってしまい、帯・財布など民芸品のみが生産されている。琉球諸島における最古の伝統的な織布に、芭蕉布がある。通風性に富んで膚にべとつかない芭蕉布は軽くて涼しく、暑さが厳しい沖縄の夏の衣料として最高である。琉球諸島では、バナナの実をとる実芭蕉と芭蕉布の原料をとる糸芭蕉とが栽培されている。畑で三年間育てた糸芭蕉を秋から冬にかけて伐り倒し、その樹皮を木灰の汁で煮て、アク抜きをする。それから皮をさいて紡ぎ、再び木灰汁でアク抜きを行う。よくアク抜きをしないと糸がきれやすいという。この芭蕉布は弾力がないので、工程を機械化することが困難なため、すべての工程が手作業でなされている。

芭蕉布一反分の繊維には、三年生の糸芭蕉の木が四〇本を要するので、木を育てるのも大変である。

沖縄本島では芭蕉布はヤンバルバサア（山原芭蕉）として庶民に親しまれてきたが、いまでも織っているのは、沖縄本島北部、大宜味村喜如嘉の二つの工房のみになってしまった。ここで働く二〇人の婦人が、年間四〇〇反の芭蕉布を織っている。その価格は反当たり二〇万円にもなるので、いまでは庶民は普段着として使えなくなってしまった。

樹皮からつくる和紙

和紙は洋紙に比較して大量生産が効かないので、生産コストが高い。そこで私たちの日常生活に用いられている紙のほとんどが洋紙によって占められている。洋紙の原料は木材パルプであり、日米など先進国における紙の大量消費によって、世界の森林破壊が危惧されている。

ガンピ（雁皮）、コウゾ（楮）、ミツマタ（三椏）の原料のみでつくった和紙を生紙といい、高い評価を得ている。ガンピはジンチョウゲ科の小低木で、冬には落葉する。関東以西の照葉樹林帯の山野に自生している。ガンピは野生植物で栽培できないので、生産量は限定されている。そこで我が国ではフィリピンなどから輸入されている。ガンピの繊維が細く、独得の艶がある。そのうえ虫や水に強く、変色しにくい。そこで雁皮紙は古くから書類や本の用紙に使われてきた。また格調の高い雁皮紙は、高級な書道用紙としても用いられている。洋紙は酸性紙のため、時間が経つと空気中の酸素と結びついて風化し、ボロボロになってしまう。ところが、アルカリ性和紙に墨で記した文書や木版の経本は、一三〇〇年経った飛鳥時代のものであっても変質せず現に法隆寺に所蔵されている。この耐久性が和紙のもつ優れた特質だといえる。

コウゾはクワ科に属する落葉喬木で、自然の

ままだと七メートルにもなる。毎年刈取っても二メートルほどに成長する。岩手県以南の日本、東アジア、南アジアなどで広く作られている。栽培地域が広いので、和紙原料の中ではコウゾが最も多い。

コウゾは繊維が長く丈夫なので、壁紙、襖、障子紙、印刷、表装などに広く用いられている。紙障子は外光を乱反射して室内に柔らかな光りを送りこんでくれる。また襖に用いると、部屋の雰囲気に潤いを与え、彩色した襖絵は室内を豪華にする役割を果している。

日本の伝統芸術の一つである浮世絵の版画にもコウゾ和紙が使われている。また蚕室の床に敷く渋紙は、楮紙に柿渋を塗ったもので、水をはじくので耐久性がある。しかし楮紙は雁皮紙・三椏紙にくらべて、虫に喰われやすく、変色する弱点をもっている。

ミツマタはジンチョウゲ科に属する落葉灌木で、ヒマラヤから中国経由で室町時代日本に伝えられた。わが国では四国や中国地方の山間部が主産地になっている。ミツマタは繊維が短いので弱い反面、艶があるので美しい紙になる。日本の紙幣はすべて三椏紙を使っているので、洋紙を用いた外国の紙幣にくらべて美しく、手触りもいい。また美術工業紙、金箔台紙などにも用いられている。

カンピ、コウゾ、ミツマタは、伐取った生木を蒸煮してからはいで生皮とし、それを調製して白皮をつくる。わが国の和紙生産地をみると、奥信濃、越前、丹波、出雲など日本海がわの深雪地帯に多い。ここでは雪の上にはいだ樹皮を置いて、さらに雪をかける。雪が融ける際発生する水素イオンの作用で、紙原料が漂白されるので、漂白用の化学薬品の使用量が減り、その分だけ丈夫な和紙ができるわけである。

一九六〇年代から和紙の機械漉き技術が開発されたが、漉きやすいように、木材パルプを混ぜる業者がある。このような木材パルプ入りの和紙の存在は模造和紙とともに、和紙のもつ潜在的な人気を示すものであろう。

木を剥んでつくる野根板（屋根板）

縄文時代から近代に至るまで、民家の大部分は草葺きか、板葺きの屋根であった。六世紀仏教文化が入ってきて、寺院建築のみは瓦ぶきとなり、礎石が設けられた。しかし庶民はもとより宮廷建築まで屋根は草葺きか、板葺きであった。六四五年中大兄皇子が蘇我入鹿を殺したのは、飛鳥板蓋宮であり、その後造られた藤原宮、平城宮も板葺きであった。

江戸時代になっても江戸や京都の町屋は、板葺き屋根が一般的であった。板葺きの方がカヤよりも量的に少なく、運搬しやすいので町屋の屋根の多くは板が用いられていた。しかし板葺きは火災に弱いため、瓦葺きが奨励されるようになり、豊かな豪商たちは次第に瓦葺き・土蔵造りの家に住むようになった。

屋根材は「榑木」といって、木を長さ三尺三寸（九九センチ）もしくは二尺三寸（六九センチ）に切断し、さらにこれを八つに蜜柑割りにした。梯形に仕上がった榑木一本を一挺というが、これを河川で管流しをし、ある程度流水量が多くなると、筏に組んで河口まで送った。

飛騨、木曽、伊那あたりの山村では、米の生産に乏しいことから、年貢として榑木が平安時代から出されていた。原木にはサクラ、ヒノキ、ネズコ、トウヒ、モミ、ヒメコマツ、ツガが用いられていた。このような針葉樹は樹脂が多くて水に強かったので、屋根材に適していた。また落葉広葉樹では、水に強いクリが広く用いられていた。ちなみにこのクリは近代以降になると、鉄道枕木にも使用されてきた。

屋根板は地域によって原木が異なっていた。カラ松の多い佐久ではこれを用い、屋久島では杉を使った。樹齢一〇〇〇年以上の屋久杉の脂肪率が六%に達し、普通の杉の六倍も含有するので、屋根材に適していた。

板屋根を木葉屋屋根、笹板ともいうが、榑木を幅五寸（一五センチ）長さ一尺三寸（三九センチ）、厚さ二分（六三ミリ）ほどの柾目の板に割る。材を挽かずに斧で割るのは、この方が耐久性が強いからだ。

木曽のように木板の豊富なところでは、三尺板（九〇センチ）、尺六の板（四八センチ）の板を使っているところもある。屋根板は三〜四枚ずつ重ねて葺いていくが、その際六センチ、九センチ、一二センチと間隔をずらしていく。これを二寸葺き、三寸葺き、四寸葺きと呼ぶが、間隔が短いほど材料を多く要するので、その家

が経済的に豊かであることを示している。しかし、厚くふいた方が長もちするので、結果的に得になるのである。

葺いた屋根板は風に吹き飛ばされたり、ずれないように、クリやサクラなどを割った押え木を横に並べ、その上に石を置いている。そのため板屋根は石屋根、石置き屋根とも呼ばれている。まず石屋根は緩勾配で、切妻造りになっている。

木の皮で葺いた屋根には、杉皮葺きや桧皮葺きがある。ともに盛夏に立木のまま樹皮をはいで用いる。またヒノキやマキなどを薄くはいだ板を柿板というが、これで葺いた屋根が柿葺きである。桧皮葺きは京都御所、清水寺、善光寺、柿葺きは銀閣寺や三千院で用いられている。

八ヶ岳山麓では、シラカバの皮で葺いたカンバ屋根の民家がある。シラカバの樹皮は樹脂が多く、水をよくはじくので耐久性が強い。しかし軽くて風に吹き飛ばされやすいので、平らな川石を一面に敷きつめるので、一見して石屋根に見える。

板屋根は一九六〇年代そのほとんどがトタン屋根に変り、またカンバ屋根は長野県原村払沢に一軒みられるにすぎなくなった。

漆器の素地になる木々

漆器は木や竹、仏像、土器などの素地に、ウルシの木から採取した樹液を塗ったものである。ウルシほど塗料として優れたものはなく、丈夫で酸、アルカリ、熱にも強い。漆器といえば、木を素地としたものが大部分をしめるが、木は熱を伝えにくいので、吸物や汁など熱い食品を盛るには、漆器の椀に勝るものはない。第二次世界大戦後、プラスチックの素地に合成した化学ウルシを塗った新製品が出まわり、堅地の本漆器の生産が衰退していった。特に旅館などでご膳椀を大量に運ぶには、軽量なプラスチック椀が便利である。また落しても傷みが少なく、価格も安いために、本漆器がほとんど使用されなくなった。

昔は大低の家で冠婚葬祭の際用いる膳椀や重箱を揃えていたが、いまでは旧家を除いて保有している家が少ない。また箱膳で食事をする家はまったくないといってよい。しかし最近再び本漆器の良さが再評価され、日常漆器椀を用いる家庭がふえている。

本漆器の最大の特産地は石川県輪島市で、ここでは蒔絵、沈金、螺鈿など高度な加飾を施した高級品を生産していることで知られている。その素地をみると、椀にはケヤキ、膳や盆などの板物にはアテ（档の書き、アスナロの地方名）を使っている。

これに対して、飛騨の高山や木曽の平沢（楢川村）では、特産のヒノキを用い、弘前など津軽塗にはヒバ（羅漢相と書き、アスナロの地方名）を使っている。秋田県の川連漆器（稲川町）では、ブナで椀をつくっている。ブナは狂うといわれるが、ここでは荒削りした木地を燻製にしてから轆轤でひくなどの工夫をこらしている。加工技術のみでなく、素地の原木が異なる点で、漆器はきわめて風土性の強い工芸品であるといえよう。

ウルシを塗る前に、素地はきれいに磨かれ、木組の継ぎ目や凹所には、刻苧漆といって、鋸屑とウルシで練り合せたもので埋める。刻苧漆が乾くと研いて平にする。その上に何回もウルシを塗っていくので、刻苧漆で補強してあることは判らない。

ところが、透明度の高い透漆を上塗りして仕上げる春慶塗は天然木目の美しさを生かしている。春慶塗というと堺春慶、秋田春慶、能代春慶などあるが、飛騨（高山）が最も有名である。ここでは素地はヒノキを剥いでつくる。挽いた板と異なり、剥げ目板には冬目と夏目が判切り表われ、木目の光沢が美しい。この木目以外に作意された文様が全くなく、また構造の簡素さを重要視する春慶塗は、漆器のなかでも最もモダンであるといえよう。

俎は台所用具の中の必需品である。日本の俎は矩形、中国では円形が一般的だが、古くからわが国でも円型の俎があった。長野県清内路村は中央アルプスの山中にある山村で、轆轤細工が特産品になっている。ここでかつて使われていた俎は円形で、周囲に溝がついている。この俎は座敷でも使うことができ、野菜や魚の切口から出た汁は、傾斜のややついた面を流れて溝の中に落ちる仕組になっている。この溝つき俎を売り出せば、現代社会においても受ける商品になるかも知れない。

（続く）

「森林利用と自然保護」提言プロジェクト(7)

山村の現状と課題

上野村村長　黒沢丈夫

日　時　6月29日
場　所　麻布グリーン会館
参加者（敬称略）　岡、伊藤、大内、杉本、金田、黒沢、遠山、萩野

一、村落崩壊の危機

村長就任が昭和四〇年。同じ年に山村振興法が制定され、その最初の指定町村（全国で七二）のうちに入れてもらった。以来山村振興運動と同時に各種山村振興事業を、常に真先に指定を受けて実施してきた。

指定を受けた市町村長の大部分は、その主たる狙いは山村の過疎食い止めにあったと思うが、成功した例は極めて少ない。それだけ過疎の問題は難しい。上野村においても、生活環境の整備から産業の振興まで様々な施策を重ねてきたにもかかわらず、若者の定住は不成功だった。

実はこうしたことから「もはや村民の定住に頼るのみでは地域社会の崩壊は防げない」と判断し、六月議会において一つの施策決定をした。それは外部の定住希望者に対する生活補償である。本村では昭和五一年から木工業を始め、ささやかな二次産業が育ってきている。これに携わりながらの定住希望者がここ二、三年で何人か出てきており、現在四組の夫婦と一人が生活している。しかし充分な所得を得るには至っていない。

就任以来の二六年間で、学校の生徒数は三分の一以下に減り、一クラスが二〇人以下にまで減少している。高齢化率は二八%を超えている。日航機墜落点から最も近い集落の例だが、若者は中学生一人と三五歳一人という状態。将来何組の夫婦が村に残るかは既に明らかであり、何年か先には集落が成り立たなくなることは自明の理だ。

福祉対策も、国が金銭面、制度面の整備をいくら進めようと、看護・介護の手はない。役場、国民宿舎、診療所等どこも職員になり手がない。まして森林組合の労務班充足などとてもできない。

もっと深刻な問題は災害対策、特に山火事対策である。現在消防団員は一四〇人位だが、後継者がなく、分団長にまでなった人に再びヒラに戻って入団してもらっている程だ。広域で常備消防を組織しろというが、高齢者ばかりでは無理。第一水もなく道もない山に登れない。また木を伐って防火線を作るだけの人手もない。山火事の対処は山を知っている地元の消防団でも大変難しい。にもかかわらず常備消防だけで対処しようという姿勢を変えていない。

二、後継者育成の根本的対策

森林組合作業班問題一つとっても、林政は後継者の育たない根本的理由を探求していない。「農山村の後継者育成」「若者の定住促進」などと言葉では言うが、なぜ若者が農山村を嫌うかを分析している人は殆んどいない。

私は「農林業に対する社会保障の充実」が要だと考えている。本村でも、中学生の中には父親の後を継ごうという子供がいる。ところが高校で社会の仕組みを学ぶようになると考えを変えてしまう。今の世の中は組織労働者を優遇し、自由労働者には冷たいことを知るからだ。医療制度でも、社会保険と国民健康保険とでは大きな開きがある上、国保は低所得者を多く抱えているため、所得のある人の保健税の支払い額が高くなる。また、厚生年金は※月二〇万円としているが、国民年金は※月五万円程である。農業者年金にしても国民年金に比べ二万円程上という程度。しかもどの農民にも支払われる訳ではない。

（註）※厚生省発表のモデル年金額・昭和四年四月生まれで二三万五九〇〇円
※二〇歳から六〇歳まで保険料を納付し続けた

場合、六五歳からの受給額は年に六二万七二〇〇円。

自由労働者でも、医者や弁護士などの高所得者は別だが、農業・林業はそれ自体が金にならないのだから、従事する者も恵まれる訳はない。従って高校卒業時には、厚生年金制度・退職金制度等恵まれた組織労働者に対し、老後の保障のない農林業の実態にぶつかる。それでも後を継ごうというには、余程ソロバン勘定を無視した考えでなくてはできない。

平成二年度に農業者として参入した若者は二一〇〇人程。林業は二〇〇人程度。これが日本全体での話だ。他の産業なら一企業でももっと大勢採用している。これに対し、医師の国家試験合格者は八〇〇〇人に上る。こうした点にメスを入れ、対策を立てようという人たちがいない。

林野庁は国産材時代が来ると言っているが、山の労働者は平均年齢五五歳で、五〇歳以下は何人もいない。木を植えろと言われても、伐って出す人間がいないのが実状だ。国は「人の問題」を全く考えていない。

三、スイスに見る山村対策の例

昨年、ドイツ、スイスの視察に行き、スイスではインターラーケンからグリンデンワルトという村に入り、観光局の話を聞く機会を得た。アイガー北壁の下に位置するこの村の所得は九三%を観光に依拠している。人口三九〇〇人の村内にある宿泊用ベッドは一万から一万一〇〇〇床。その観光資源の目玉は、眼前に広がる牧野そのものである。急峻な山腹に牛や羊を放牧しており、観光収入の七〇%を与えている。

村の一番低い所が標高一〇〇〇メートル。そこから二二〇〇メートル位の所まで草を追いながら登って行き、冬が近づくと下りてくる。我々から見ると、春が遅く秋が早いので酪農としての採算はとても合いそうにない。

しかし、こうした実態に対しては、国や州による手厚い保護がなされている。①国内乳価の高値安定を維持、②輸入は国内の不足分のみに制限、③地域による標高差、生産性を勘案した所得補償、である。その上、社会保障も月一六万円（日本円換算）を最低線とし、国民全員が加入するよう仕組まれている。従って国、州全体として農林業を保護しつつ、それを外国人対象の観光資源としている。これに対し日本は経済大国などと言われているが、保護は対組織労働者だけであり、ヨーロッパ諸国と比べると不公平な国と言わざるを得ない。

四、林政の方向転換を

林野庁は、木を育てる素材を生産することに林政の主眼を置いていると思う。しかし、毎年造林や間伐への補助金は上がっていくものの、伐採、伐出の人手がないため、間伐の意欲も失われてしまっている。従ってモヤシのような林ができ、嵐が来ると土砂崩壊を起こす山が増えている。我々から見れば「国土保全」ではなく「国土破壊」の種を播いているに等しい。

その最たるものはカラマツ林の奨励だ。本村内で長く雑木による炭焼きをしていた某社が、炭需要の衰退に伴い、急拠植林をした。しかしカラマツばかりだったため一〇年程前の台風来襲時に大分やられた。一年後に航空写真で見たら、赤裸の箇所は全部カラマツ林の跡であり、黒々としている箇所は雑木の山だった。

カラマツでも実生はまだいいが、苗木による植林はだめだ。アカマツは林にはならない。スギ林も間伐をしなければカラマツ林と同じで、傾斜地では危い。今の林政においては、どんな樹種が国土保全に最も役立つかという研究もされてはいない。

このような林政の下で、山持ちは最早やる気を失っている。所得につなげるための人手がないのだから手入れをする意欲が起きないというのは、山持ちの本音だ。これは所有面積の大小や形態に関係ない。

従って、私は林政の発想を根本から変えなくてはだめだと考えている。活力ある森林を造成し維持し続けること。即ち、人類全体に対して果たしている公益を、常に活力ある姿で果たす森林を存続させること。この点に主たる狙いを移すべきであり、丸太材産出などは副次的産物と考えるべきだ。そのためには、山の手入れをする人々に対しては公費投入により生活の安定を図り、山の造成・維持をお願いするという姿勢が必要だ。間伐や皆伐による所得は、山を存続させるために尽力していることへの功労賃と考え、相続税もなくし、売却時に課税をする程度に留める。造林補助金などという生温い考え方では、いずれは山を荒してしまう。

五、都市との財源格差

このような観点からデ・カップリングの発想などが、山村振興連盟の基本問題調査会の頃から出てきている。また国土審議会の山村特別部会において、第三セクターを設立し作業班なども組み入れることで、組織労働者並みの待遇を図れという方向が打ち出された。さらに、この春の山村振興法改正により第三セクター設立への税優遇措置などが実施されるに至っている。

しかし、問題なのは、第三セクターの赤字補填はどこがするのかという点が欠けていることだ。低賃金では結局若者は定着しない。少なくとも国民平均所得並みの所得保障が必要である、社会保障も整えなくてはならない。

すると、それらの財源をどこに求めるかという話になる。私自身は、二〇年前に「水消費税」を打ち出したのだが、当時は周囲から人類の敵の如く批難された。が、今日では、国土審議会の報告の中にも「国土管理」という言葉が出てきている。地方交付税額は基準財政需要額によって決まるが、私はこの基準財政需要額の算定に「国土管管理費」を入れるべきだと考えている。

地方交付税の算出方法は一見非常に合理的に見えるが、自治体間の充分な格差の是正にはなっていない。例えば消防費。人口により算出するため、過疎地域は補正係数を掛けるなどしているが、山火事を消すという発想は入っていない。道路も、街灯、ガードレール、街路樹等都市部にあるものは算定基準の中に入っている。しかし山村における傾斜・地質・地勢といった因子は勘案されていない。こういう例は数多くある。

最も格差拡大の働きをしているのは基準財政収入額の算定だ。標準税率を掛けた積の百分の七五が市町村の基準財政収入額（都道府県は百分の八〇）になるため、市町村における収入の二五%は、地方財政計画に現われない数字と言える。豊かな都市部はこの部分が多く、隠れた財源を持っているのと同じだ。

しかも、近年の都市部と山村の財政力指数は〇・八と〇・二と格差が大きくなっている。町村部では〇・四であり、国土の七割に広がっている町村と、三割を占めるだけの都市との財政力指数における比較はおよそ二対一となる。

このようなアンバランスがあるため、地方交付税はどうしても山村には少なくなり、第三セクターなどができても面倒を見るゆとりがない。そこで、国土管理費を算入することで交付税を多くし、山の守り手の生活を保障すべきだと主張したい。何らかの財源を用意しない限り、山で働く人々が魅力ある人生を送れるような方策は立てることができない。

≪質　疑≫

◇基準財政需要額の算定そのものを変えないとだめだ。そういう声は自治省には届かない？

黒沢　市町村の職員でも、需要額については気がつきやすい。しかし収入額については自治省のカベは厚い。

◇四国で国有林対象の表面積計測を行ったところ、三〇度近い傾斜地での表面積は一・五倍になった。上野村も三〇度位なので、山村管理費も五割増し近くになるのではないか。

黒沢　表面積のみに基づくと、国税は全部北海道に行くことになる。生の数字に近づけるのも限度があるのでは。

◇北海道は一五～二度位だ。

黒沢　実態に即した数字を出しても、地勢・地質などの公的基礎が薄弱だというのが自治省の言い分だ。

◇国土管理費の算入は具体的には何によるものか。

黒沢　やはり山の面積だ。ただ、「活力ある森林の維持」を前提とし、管理の難しさも勘案する必要がある。

◇都市の人は、森林の国土保全機能については人工林よりも自然林の方がいいと思い込んでいる節がある。

黒沢　丸太生産の効率だけ考えたらスギの人工林になる。本村でも、営林署がシオジの跡にカラマツを植えていたことがある。

◇日本は多雨なので木は勝手に生えると考えている人もある。

黒沢　放置したら木は早くだめになる。本村の国有林地にあったヒノキ林は、山奥で手入れがなされなかったため、台風で過熟木が倒れ、北西部分の表土が全部剥離してしまった。今では桧の赤身だけ残っている。木はそれぞれ適切な収穫期がある。その意味で手入れは必要。ただしスギやヒノキから丸太を生産する程の濃密な手入れは不要。

◇定住希望者への施策の具体的内容は？

黒沢　年収一五〇万円未満の人には月五万円の生活補助を支給。第二子からは出産奨励金を出す。また結婚祝い金もある。

最近は都会からの山村居住者が増えている。が、村の側はあくまで農林業の場であり、生活費を得られるような受け入れ態勢が整っていない。また村で育った若者は経済力万能主義や都会の優位性を肌で感じとり、外部を志向する、それを変えることは容易ではない、

本村では一五年前から始めた木工業に助けられている。入村後三年間は村で面倒を見、その間に生活の安定を図らせる。

◇その制度は村民一般も対象なのか。

黒沢　誰でもよい。人を増やす主眼は生産人口の増加である。年間三〇組の夫婦を支えるとしても一八〇〇万円の支出を覚悟すればよい。

◇所得を得るには必ず木工業に従事することになるのか。

黒沢　農業のみでは無理だ。

◇長野県大鹿村では農業主体に五〇人程が入村して生活している。彼等の場合は現代文明への反抗であって、山奥を選んで入っている。

◇「食うこと」と「稼ぐこと」とを区別しており、哲学が違う。

◇確かに大鹿は農地はないが自給はできる。

◇川上村が成功した理由は？　上野村では高原野菜は適さないのか。

黒沢　川上村は平原であり、大規模なやり方なので所得は上がる。しかし川上村は荒れている。山を削り、畑を広くして野菜のマルチ栽培をしているが、これは小さな沢を無数に作っているのと同じことだ。増水すると、畝の間にビニールの水が集水されて流れていく。

◇上野村の木工品の市場は？

黒沢　まだ県内が多いが、三越などにも出している。挽き物は完全に産業化できたと思う。が、家具、建具は競争が激しく、採算の合わないものが相当ある。デパートへ出す場合は卸値が未端小売価格の三割から四割というのも厳しい。

◇第三セクターは、諸塚村の国土保全森林作業隊のような成功例もある。赤字になった時の補償はどう考えているのか。

黒沢　木工とジョイントさせる考えだ。去年、木工の売上げが二億円に達したので、思い切って森林組合に移管した。幸いなことに、その直前に山村振興法の中に小売ルート開拓の補助が盛り込まれたため、小売部門が広がった。現在は制作部門の赤字を販売部門で補っている状態だ。

新しい食料・農業・農村政策に関する検討について

大臣官房企画室　高濱正博

日　時　7月13日
場　所　学士会館分館
参加者（敬称略）　大内、岡、伊藤、金田、杉本、田中、荻野

はじめに

農業基本法が制定されて三〇年。我が国の社会・経済は大きく変化し、食料・農業・農村をめぐる環境も著しい変貌を遂げている。農林水産省ではこの間の政策の総点検を行い、中長期的な展望を踏まえた新政策を確立するための検討を開始した。その中の重要なテーマの一つとして、中山間地域をはじめ条件の不利な地域の活性化がある。食管法、農地法など既存の法律・制度の枠を越えて、基本に立ち返って検討する考えで、国際社会の動向を見据えつつ農業・農村の位置付けを明確化し、来春までに論点整理基本的な方向付けを行う。

総論

今後の社会構造・経済構造・国際関係・世界の農政の潮流・地球的規模の環境・人口問題等を踏まえ、また文化・伝統・教育等を含めた幅広い観点から農業・農村の位置付けを明確にしつつ、食料・農業・農村政策の中長期的な展開方向を検討する。

文化、伝統、教育等、従来の農政があまり取

り上げてこなかった面も含めた幅広い観点から検討を進めていく。世界の農政の潮流としては現在ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉が進められているが、環境や地域開発に関連した問題についても勉強が必要だ。

各論

(1) 多様な担い手（農業経営体）の育成

従来の家族的農業経営に加えて、地域的広がりをもち、持続的安定的経営が可能な多様な担い手を育成し得るよう、農地所有と農業経営の分離・農地の所有、利用等のあり方を検討、関係制度、政策を見直す。

農家戸数、基幹的農業従事者ともに予測を上回る速さで減少が進んでおり、中でも中核農家の減少が著しい。昨年も一月に策定した長期見直しでは、平成一二年に総農家三六〇万戸、中核農家五〇万戸を見込んでいるが、現状のまま推移すれば、これをかなり下回ることも予想される。また、農地の借り手、引き受け手の見直し（平成二年度調査）を見ても、現在既にいないか、現在はいても五年後の見通しがはっきりしていない市町村は七割にものぼり、現在も五年後もいる所は僅か三割にすぎない。

耕作放棄地も急増している。昭和五五年九万ha、同六〇年九万三〇〇〇haと、ほぼ九万haであったものが、平成二年には一五万一〇〇〇haへと急増した。原因については様々な議論があるが、地域別にみると、中山間地域で耕作放棄地が増加しており、経営耕地に対する耕作放棄地の比率は、中山間地域の多い中国・四国地方で高くなっている。

このように農業の担い手確保の問題が深刻化しているなかで、従来の家族的経営によっては、地域の農業生産を維持しえない場合もあると懸念される。

このため、従来の家族的経営の枠を越えた農業の担い手（経営体）のあり方を模索することが必要であり、例えば、担い手のいない中山間地域の農地のような特別の地域について、農協や第三セクターが、自ら農業経営を行うことも検討するなど農地に関する利用・所有を律している法律や制度の見直しが必要。

(2) 土地利用型農作物等の新たな生産体制確立

中・長期的観点から、農地の利用、整備のあり方、地域の実情に応じた農法の確立及び農業の技術革新の方策並びに新たな生産調整方策とコメの需給管理のあり方等を検討。

日本の農業は、土地利用型農業をどうするかが最大の課題。施設型の場合はまだ担い手もあり、内外価格差も少ないのだが、土地利用型農作物、特に麦のコストと品質、大豆のコスト面で大きな問題がある。

これらの検討と同時に、生産調整をいかに進めるかを考えねばならない。米は二〇年間生産調整を続けているが、今後も何らかの形で生産調整を行うことが必要。昭和六二年から六ヶ年計画で始められた水田農業確立対策も平成四年度をもって終了するので、平成五年度からは新しい生産調整の仕組みに移行しなくてはならない。

行革審などから転作奨励金からの脱却が求められているなかで、米の需給ギャップは広がっており、特に中山間地域では生産調整も難しく、各県とも転作面積の割り振りには苦労している。新しい仕組みを考えるに当たっては、中山間地域の水田をどう位置づけるのか等の議論も必要だ。稲を育てなくても環境保全水田として維持できるシステムを作ってもいいのではないかという声もあるし、林地への転換を検討すべきだとの意見もある。

(3) 新しい地域施策の展開

農村地域の生産・生活基盤の一体的整備、高齢者等の福祉の向上などについての総合的な計画作り及び制度、施策のあり方を検討。特に、条件の不利な地域については、農林一体の組織作りなどによる地域ぐるみでの定住人口の確保方策を検討。

農村地域、特に中山間地域は都市に比べ生活環境の整備が遅れているとはよく指摘されることである。農林水産省でも、本年度から従来の「農林基盤整備事業」を「農業・農村整備事業」と改称し、事業推進を図っているところであり、今後更に農業関係の公共事業のあり方について検討したい。

いずれにしても、農山村への若者の定住を図るには単に所得が得られるというだけでなく、そこに住むことの「楽しさ」が必要。その基盤となるのが、道路や下水道等の生活環境の充実である。

「農林一体の組織作り」はこれまでの施策の

反省に基づく。山村においては農家と林家は一体であるにもかかわらず、タテ割り政策の弊害で各施策がややもすればバラバラだった点を改めようというもの。また、農協と森林組合の連携がもっとあって然るべきだとの意見もあり、地域の組合として一体的に機能的できたらとの声もある。

いずれにしても、中山間地域の活性化を図るためには、各省庁のワクを越えた協力態勢が必要となる。その際に近年関心の高まってきているのがデ・カップリングの問題。ECでは一九七五年から共通農業政策の一環として条件不利地域対策を行っており、本省職員も現地調査を行なうなど情報の収集に努めている。今後の課題は、EC型の政策をどう日本型にデフォルメしていくかである。

我が国の中山間政策は、地域の資源を利用して何らかの生産活動を行っていくのに際し平場に比べ手厚い助成を行い、負担を軽減することに主眼を置いている。従って、個々の農家に対して直接財政からの所得補助をするものではない。これに対し、EC型の条件不利地域対策は、個人への直接的な所得補助であることなど、我が国には馴染まない問題がある。

(4) 環境保全に資する農業の確立

農業が有する環境保全的機能の物質循環型産業としての環境にやさしい特質を活用するほか、地域の実情に応じた低投入型農法の推進など環境保全的視点にたった農業の普及、定着を図る。農業は環境を保全する面とともに悪影響を与える面を持っていることも事実だ。アメリカではLISA（低投入型農法）の研究が進められているし、ヨーロッパでは化学肥料による地下水汚染が問題となっている。

これに対し日本の水田農業は環境にやさしい面を持っている。この点を抽象論ではなく、外部経済効果等を計量化し、国民に明確に提示すべきだと考えている。

ただ、低投入型農法や環境保全型農業の普及・定着を強調しすぎることは、産業として自立しうる農業の育成という面を曖昧にしてしまうという議論もある。日本は零細農家が多く、コスト面での大幅な削減が当面の重要な課題となっているので、それとの両立が迫られる。が、中山間地域ほど農業が環境保全に資する面は大きく、デ・カップリング的な手法の活用など、中山間地域の農業・農地の維持を図るための方策を検討する方針。また、減農薬・化学肥料だけでは減収につながるので、新しい農業のシステムを創出すべく、本省の技術陣も含めて検討に着手している。

(5) 食品産業政策・流通・消費者対策の展開

食品産業・流通業の体質を強化し、食品産業と国内農林水産業のむすびつきを強める。国民に良質で安全な食料を安定的に供給するため、生産・加工・流通・輸入面等の改善を検討。食品の安全面への取り組みも、厚生省任せにせず、生産－加工－流通の各ステージにおいて何ができるのかを検討していく。中山間地域は有機農法の適地と言え、このような面から中山間地域の農業の振興を図ることも重要。

≪討論≫

◇「中山間地域」という言葉は政治的な経緯で生まれた。本来の政策対象としては最も条件の不利な地域に絞られるべきだ。

高濱　農林水産省が「中山間対策」として体系的に取りくんだのは、平成元年度の補正予算及び平成二年度予算が最初。平成元年度の米価決定の際に「平場以外の地域」という意味合いで中山間地域という言葉が使われ、以後定着し始めたのではないか。中山間地域という言葉は、農業統計上の区分、或いは山村振興法や過疎法などの地域振興法や農林漁業金融公庫の低利融資（中山間地域活性化資金）の対象地域というように考えてもらってもよい。ただしデ・カップリングを議論する際には対象を限定する必要があるのだろう。

◇中山間地域はリゾート法で狙われやすい。それへの対策は？

高濱　開発適地があり、地価がやすいため外部資本が入っている。自然破壊は遺憾。地場の資本・地域の人々の主導で、地域の歴史や伝統を生かす方向に向かって欲しい。それには地方自治体の取組み姿勢が重要だ。

◇本政策を打ち出すに当って行革審との関連は。

高濱　農政・林政の主導権は農林水産省が保っていく。行革審路線とは一味違うものを出したいと考えている。

◇環境の中の水や土にもっと注目してもよい。

台湾では従来の「山地農木局」を昨年「水土保持局」と改称し、生産本位の政策から水と土を守る政策へと転換した。日本も水と土をどう守るかの議論が必要だ。

◇農山村の資源管理という視点が大事。

◇各論の中にも「国土保全」の字句がないが。

高濱　御指摘の点を十分踏まえて検討したい。農業・農村の、国土保全機能資源管理機能は、重要であると考えている。

◇「風土」は日本でよく使われ、明治以降定着したものだが、「水土」は中国でよく使われ、徳川時代には使われていた。林野庁では二〇年程前から「水土保全」という言葉を使うようになった。

◇「環境」には、農山村のもっている社会的な機能面も含まれる。日本全体の社会環境における農山村の意義をもっと強調してもよい。

◇農協は合理化を進めているが、大型化すると地域から遊離してしまう。市町村の域を越えた場合には自治体との協同は難しくなる。また融資にしても個々の農家の実情・能力を把握してこそ活用できるが、既にその対応は不可能となっている。農協問題は緊急の課題だ。

高濱　農山村は日本の社会全体の安定基盤だと考えている。農協を始めとする関係団体、機関の組織、機能のあり方等も検討の視野に入れている。

◇農山村を崩壊させている大きな原因は教育にある。文部省も巻き込んでいく姿勢が必要だ。

◇宮崎県が中高一貫教育を計画したが、義務教育課程は地方自治体の権限外と文部省からクレームが付いた。画一的行政に縛られている。

◇　農協・第三セクター以外の担い手として、都市青年の希望者はどう扱うのか。

高濱　非農業者の新規参入は歓迎。「多様な」という中にはそのような人々も含まれている。

◇その際には初発投資を補償することが必要だ。

（たかはま・まさひろ氏は現在農林水産省畜産総合対策室長）

山村振興策の推移

国土庁地方振興局　井上幹博

日　時　7月13日
（農林水産省のヒヤリングと同じ）

一、山村振興対策

▽　根拠法令

昭和四〇年に議員立法によりできた山村振興法。時限立法であるため一〇年毎に延長され今日に至っている。しかし単に有効期限の延長だけでなく、内容を改正し充実を図ってきた。

主な改正内容は、昭和五〇年＝山村の役割を明記し、また基幹道路建設等の県の代行を可能にした。同六〇年＝山村の中でもより深刻な地域を区分した。平成二年＝農林農業金融公庫からの貸付け対象を個人から法人に拡大した。同三年＝第三セクターに対する優遇制度を加えた。

▽　振興山村の指定

指定は四〇年～四七年度にかけて行なわれ、（五五年度に一部追加）、一一九五市町村が対象となっている。また、山振法の対象とする地域は、昭和二五年時点の市町村単位を用いているので、旧市町村数では二一〇四となる。なお、実際の指定は、旧市町村を単位として昭和三五年に実施された世界農林業センサスに基づいている。

指定基準は、林野率七五％以上、人口密度一平方キロ当り一一六人未満。人口密度は昭和三五年当時の郡部の数字を用いている。因みに当時の日本全体の平均人口密度は二五二人であった。実際の山村の姿としては、指定地域内の平均林野率は八六％であり、また、人口密度は、現在二九人にすぎない。

▽　振興山村の概要

全国市町村数三二四五のうちの三六・八％にあたる。面積では四七・四％と国土の約半分を占める。ところが、人口では僅か四・二％、五一一万人に過ぎない。広大な面積にほんのひとにぎりの人数が住むのみであり、山村の疲弊が如実に示されているといえる。

▽　山村振興対策

山村振興計画は都道府県知事が市町村長に協

議して作成し、内閣総理大臣の承認を受ける。山村対策は今まで三期にわたって実施されており、本年度からは新たな対策（第四期）に入っている。各期の施策の特色と、一地域当りの各省庁の平均投入額（単位億円）は次の通り。

第一期対策…地域格差の是正、一一億円

第二期対策…山村の緑地空間開発、二四億円

第三期対策…若者の定住促進、五〇億円（計画額）

新山村振興対策（第四期）…森林等の保全

▽　振興山村を対象とする特別措置

㋑　山村振興法等に規定するもの

基幹的な道路の整備の特例（県代行）、住宅金融公庫の貸付け、農林漁業金融公庫の貸付け、認定法人の特別償却、地方公共団体への普通交付税措置、認定法人に対する特別土地保有税の非課税措置

㋺　予算措置などによるもの

各省の支援措置のうち振興山村を直接対象としたとなると、国土庁がモデル事業を行なっている他は、大口予算は農林水産省のみ。各市町村も同省の事業を受けることを目的に計画を策定しているのが実情であり、国土庁と農林水産省とは表裏一体となって動いている。

◦第三期山村振興計画農林漁業対策（農林水産省）…五五年度から。第三期山振計画を樹立した一一〇六市町村のうち平成三年度で四二六ヶ所が終了する予定であり、進捗率は六六%。一ヶ所平均七年かかっているため、期間短縮の要望が強いが、毎年の予算がシーリングで減らされていく状況にあり、苦しい。

◦山村地域資源高度活用促進モデル事業（国土庁）…昭和六〇年度から平成五年度の継続。全国で九ヶ所。

◦山村・都市交流環境総合モデル事業（前同）…平成三年度から。全国で二ヶ所。

◦公立小中学校危険校舎の改築（文部省）…補助率の特例。

◦林野火災用消防施設整備（消防庁）…前同

◦保育所の改築（厚生省）…前同

◦林道開設（林野庁）…前同

◦農業基盤整備事業（農林水産省）…採択基準の緩和、補助率の特例。

◦市町村道路整備事業（建設省）…別枠的予算配分額の二分の一を補助

◦国有林野活用の特例的扱い（林野庁）…部分林の分収歩合等。

◦辺地債についての特別措置（自治省）

◦地域産業振興に対する特別融資制度（日本開発銀行、中小企業金融公庫、他）

◦市町村の第三セクターへの出資に対する財源措置（自治省）…特別交付税として出資

◦認定法人に対する事業所税の減免措置（前同）…新増設については非課税。床面積等の資産割については二分の一の課税標準。

二、新しい山村振興対策

国土審議会の山村特別委員会で昨年九月にまとめられた意見書を概観してみよう。今年から始まる新山村振興対策の考え方を示している。

「山村の役割」においては、従来は「農林産物の供給」が大きく位置付けられていたが、現在ではいくつもの並立する役割の一つとして構成している。

「山村の現状」で端的なことは、森林の維持管理水準低下により公益機能が損なわれる危機的状況にあること。また、若者の七〇%は安定した職場を望んでいるが、山村には受皿が少なく、人材や情報の不足もネックになっている。

この五、六年は「都市との交流」が活発になっていて、山村の七割が何らかの交流を進めている。もっとも多いのは生産物の販売で、三五七市町村が実施。山村留学は六五市町村。指定都市との提携は二〇五市町村。

「高齢者」は、人口に対する比率が一六・四%と全国平均に比べ六・一%高い。その約五%が要介護老人であることを考えると、福祉や医療施設・介護者が不足。

「生活基盤」も各面で都市に比べて立ち遅れている。道路舗装率は四二%である。

次に「新しい山村振興の必要性」として

◦水洗化等近代的生活のための生活基盤の整備

◦都市の山村に対する期待の増大

◦多極分散型国土の形成、をあげている。

これらを踏まえての具体的な対策として「新しい山村振興対策」を六項目に分けて提示。

①　国土管理の総合的推進

②　「総合産業」の育成…従来は一次産業中心だったが、地域資源の総合利用という観点からの取り組みが必要。第三セクターを志向。

③　村ぐるみ第三セクターの創設…森林整備な

ど国土保全に欠かせない分野での定着促進を図るには、厚生面の充実が必要。解決策として第三セクターを活用する際に支援する。また、生産物の販売や観光も担えるよう支援措置を講ずる。

④ 生活基盤の整備
⑤ 山村と都市との交流の積極的推進
⑥ 行財政支援

三、山村振興法の改正

今回の新しい山村振興対策を支援していく措置の大きな柱である。

▽趣　旨

第一に林業不振や若年層の減少が森林の管理水準の低下等につながり、山村が公益的機能を発揮していく上で大きな問題になっているという認識の下に、「森林等の保全」を図ることを目標として明確に規定した。第二に、この目標遂行のため第三セクターの活用を図ることとし、新たな支援措置を講じた。

▽　改正の概要

㋑ 山村振興の目標

第三集に「山村の担っている国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全を図るとともに」を追加する。

㋺ 事業等の計画の認定等

今年度の新山村振興計画を樹立する市町村は全国で一五〇であるが、そのうち第三セクターの活用を検討している市町村は九〇近くある。そのうち森林の保全事業等を行なう第三セクターについては、その計画を別個に出してもらい、都道府県知事の認定を受ける。

同事業の内容は以下の通り。

- 造林、間伐、保育、作業路の保全、森林の巡視その他の森林の保全に関する事業
- 農用地の保全に関する事業
- 山腹の保全に関する事業
- 振興山村の区域内で生産された農林産物を原料又は材料とする製造又は加工の事業
- 振興山村の区域内で生産された農林産物又は前項の事業により製造もしくは加工された製品の販売の事業

㋩ ㋺の認定を受けた法人（第三セクター）に対し次の支援措置を講ずる。

- 機械及び装置、建物及びその附属設備についての特別償却法人税の軽減。
- 不動産取得税・固定資産税の不均一課税を行なった地方公共団体に対しては地方交付税により補填する…地方税の減収補填。
- 助言、指導その他の援助
- 特別土地保有税非課税…対象は貯木場、樹苗養成施設、工場用建物の敷地等。

≪討　論≫

◇山村振興の進捗状況を判断する基準は？

井上　各省庁の予算がどれだけ取れたかが一番判りやすい。

◇山村は「下流の都市住民に対し、極めて重要な役割を担っている」だけではない。沿岸漁民の問題が欠けている。山の問題は沿岸漁業と密接不可分だ。また、国土保全は陸地面のみでなく沿岸海水面も考えなくてはならない。

井上　山振は川上部分に重点を置いたものであり、海水面までは含まない。しかしながら、山村は国土の保全、水資源のかん養等の面で川下住民と相互に密接な関係を有しており、国土全体で考えていく必要がある。

◇保全事業の内容として「振興山村の区域内で生産」と限定する必要はあるだろうか。また生産物も「農林産物」と限定すると、内水面漁業、例えばヤマメ等の養魚、加工は含まれなくなる。

井上　法に規定する保全事業等の内容は、税制等の支援措置を講ずるに際して満たしていなくてはならない要件であり、法改正のねらいである森林、農用地等の保全に関連性が高いものとしている。このため水産物の加工等は対象としていない。なお、第三セクターが実際の運営を進めていくうえではこの内容以外のものがあっても構わない。

◇「保全事業等」の中には、開発のために売却されそうになった土地を押さえることは入らないか。

井上　そこまでは想定していない。山腹で言えば、傾斜地の保全工事以外ではゴミ問題などを想定している。ただし清掃工場の建設までは考えていない。

◇宅地造成も含まれないのか。

井上　含まれない。

◇第三セクター設置には、人数等他にも要件があるか。

井上　要件は総理府令に定められており、第三セクターに対する地方公共団体等の出資又は拠出の割合を規定している。具体的には、㈠出資又は拠出の四分の三以上が地方公共団体、農協、森林組合、公共法人又は当該市町村区域内の住民等によること、㈡出資又は拠出の二分の一以上が地方公共団体によること、この㈠と㈡を同時に満たすこととされている。ただし、㈢農協、森林組合又は公益法人が二分の一以上を出資又は拠出しているときは、地方公共団体は少なくとも四分の一以上の出資又は拠出が必要ということになる。

◇逆に言えば、地域外の資本は四分の一を越えてはいけない。しかし、地域内の株式会社なら許されることになる。

井上　詳しく言えば、当該市町村区域内の住民等とは「振興山村の区域内の農用地もしくは森林についての所有権を有する者、又はその市町村の区域内に住所もしくは事務所、事業所を有する者」ということとなる。

◇第三セクターは、法人であれば株式でなくてもよいのか。

井上　よい。が、意図するところはやはり株式会社にして、責任をもたせる点にある。昨年の調査では、山村における第三セクター二四二のうち七割が株式で、残りは財団法人、社団法人その他だった。

◇国土審議会の意見書で取り上げている「高齢者の福祉・いきがい対策の拡充」は、山振の中では対処しているのか。

井上　特別に新しい対策として出している訳ではないが、今後作成される山振計画の中身として具体化されていくと考えている。

◇厚生省の予算措置は保育所だけで、老人ホームなどは入っていない。

井上　今のところ保育所の改築だけである。

◇集落再編成は自治省の担当か?

井上　現在集落整備については、交付税等による財政措置のほか、山振計画にのっとって住民が行う住宅の建設等に対する「住宅金融公庫の資金貸付」という形で措置している。

◇村という単位で考えるなら労働省や厚生省とも連携しないと、施策に穴が開いてしまう。

井上　山振計画認定に際しては、関係各省庁と事前協議を重ね、責任を持ってもらう態勢になっている。都道府県ごとにつくる新山村振興対策基本方針についても、新対策では新たに各省庁との協議事項とし、連携をさらに密にしているところである。

◇デ・カップリング的発想の論議は?

井上　特別委員会の中では議論された。意見書の中でも直接的な表現ではないが触れている。(諸外国の施策例も参考に—中略—中長期的観点で捉えていく政策が必要)全国の市町村に対する説明会等でも議論があって、関心の高いことがわかる。

◇農地の保全、森林の保全を第三セクターで行っている例は?

井上　一例としては、愛媛県久万町で一年前に発足させた林業会社がある。林家、町、森林組合等が七〇〇〇万円を出資し林業部門を担当させている。

◇森林組合の作業班とは全く別個なのか?

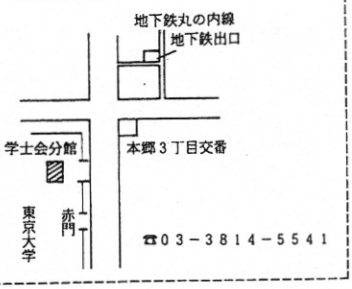
井上　別である。森林組合だけでは厚生面での充実が難しく、林業の担い手となる若者の確保が困難なため、月給制等福利厚生面を充実させた第三セクターを設置することとなったものである。

山村問題を考えてみませんか

国民森林会議では、提言委員会で「山村と自然保護」の検討をおこなっています。これとかねて「公開講座・山村を考える」を開いています。一度顔を出してみませんか。(事前に申し込みを)

10月5日　午後1時　講師　伊藤喜雄信大教授
11月9日　午前11時　講師　未定
12月14日　午前11時　講師　永田恵十郎名大教授

地下鉄丸の内線「本郷三丁目」下車徒歩8分
東京大学構内



研究会・日本の川を考える ⑪

東京の水利用と水源地域

群馬県林務部付課長　大松　稔

月　日　5月18日
場　所　大日本山林会会議室
参加者　（敬称略）内山、萩野、松沢、秋山、杉本、土田（一般七人）

一、東京の水利用と利根川

利根川の概要

県北部の大水上山に源を発し、関東平野を貫流、銚子で太平洋に注ぐ。幹線流域延長は三二二キロメートルで信濃川に次ぐ長さを誇る。流域面積は一万六八四〇平方キロで我が国最大。流域内人口は約一千万人に上り、首都圏の大都市と関東平野の穀倉地帯を控えて水利用は極めて広範囲である。

利根川の水利用

古くから農業用水を主としてきたが、昭和三十年代からは、都市用水需要の増大と都市圏における地下水利用制限により利根川への依存度が高まった。

これに対応するには水資源開発が必要であり、三十年以降現在までに本県内において矢木沢ダムを筆頭に大小六ヵ所のダムが建設された。それらの有効貯水量は合計四億一六〇〇万トンで、首都圏の水ガメとなっている。特に東京都水道局総取水量の七七%は利根川に依存しており、そのうちの五二%は本県内ダムによって賄われている。

水需要の見通し

水資源開発促進法に基づき策定された「利根川水系及び荒川水系の水資源開発基本計画」の第四次フルプランによると、昭和六一年度から平成一二年度（西暦二〇〇〇年）までの新規水需要は一六九立方メートル毎秒の見通し。これに対し、利根川水系・荒川水系の新規供給量は一三四立方メートル毎秒（一二一＋一三）が目標。三〇ヵ所の新規ダム建設計画のうち本県分は最大規模の八ツ場ダムを始め七ダムがある。

これら三〇ダムが実現したとしてもなお毎秒三二立方メートルが不足するが、年間水量に換算すると約一〇億立方メートルという膨大な量である。しかも、長期的にみると新規ダムの適地減、水没地域対策の困難さ等から建設は一層難しくなっている。また、今後開発される水は毎秒一トン流すための経費が二〇〇億円にもなると言われており、水資源開発は多くの難問を抱えている。

ダムと森林の一体整備

水資源開発にとっては、既設ダムの使用効率を可能な限り上げていくことも重要である。そのためには降水時の無効放流を少なく、渇水期の水量を増やし、年間の有効貯水量を引き上げるといった対策とともに、土砂流入を防ぎダム寿命を延ばすことも重要。それには、ダムへ絶えず水を補給し、土砂流入を防いでいる流域の森林整備が必要である。

水源地帯には依然として無立木、粗悪林地が相当面積残っており、植林や手入れが急務となっている。また、県内民有林は五割が人工林であり、機能の高い森林とするためには保育（特に間伐）作業が必要だが、現在は森林の手入れ放棄や他用途への転用等が急増しており、このままでは水源涵養、国土保全に重大な支障を来たすことになる。

二、群馬県森林・林業の現状

森林の現状

県土の六七%を占める四二万七〇〇〇ヘクタールの森林、首都圏の上流域に位置することから水源涵養、保健休養機能に対する要請が高まっており、次のような特色を持つ。

① 保安林率が極めて高く（四八%）、全国第五位。しかも水源涵養、土砂流出防備の二種で保安林面積の九六%を占めている。

② 治山事業への投資水準が非常に高く、単位面積当りの投資額は全国平均の二倍以上。

③ 保健休養機能としての森林が二一%約九万ヘクタールあり、国立国定公園に指定されて

いる。

森林面積の五三%が民有林で、うち四八%、一一万ヘクタールが人工林。大部分は戦後植林した三五年生以下の若齢林。森林資源としての基盤はほぼ確立されており、今後は活力ある森林の整備を重点に進めていく必要がある。

山村の現況

県下七〇市町村のうち、山村振興法に基づく指定を受けているのは二七市町村。この中には過疎地域活性化特別措置法による指定町村が一四ある。その合計面積は県土全体の六三%、約四〇万ヘクタールに当たり、人口は同八%、一四万四〇〇〇人である。従って山村は八%の人々によって守られていると言える。

しかし、人口動態を見ると県全体では毎年五%程度の増加があるが、過疎地域では毎年一〇%前後減少し続けている。また六五歳以上の高齢化率は一一・二%だが、過疎地域では一六・二%であり、二〇年分先行した高齢化社会になっている。

林業従業者の動向

民有林所有者三万九〇〇〇人のうちの八七%に当たる三万四〇〇〇人が五ヘクタール以下の所有者である。経営規模が極めて零細かつ分散している。不在村所有者も昭和三十年代から増加し、現在では一五%、面積で二九%（六万五〇〇〇ヘクタール）を占める。さらに後継者も昭和六〇年度一二九一名、平成年度八一四名と急減している。

このように林家の自家労働力が激減する中、地域の中核的担い手である森林組合等の作業班を中心とした雇用労働力によって賄われている。だがその実態も、年間三〇日以上林業に従事した者は昭和五七年度一七九七人、同六二年度一四八九人。その平均年齢は昭和五七年度五〇・七歳、同六二年度五三・六歳と、急速な減少、高齢化が進んでいる。

本県が首都圏産業経済に取り込まれ、就業構造が都市型に移行、一次産業が急減し第三次産業が増加したことが、このような事態を生み出した。今後の林業労働者の確保は、緊急かつ最重要課題である。

林業生産活動の動向

林業生産活動を取り巻く諸因子の変化を見てみると、昭和五五年を一〇〇としたときの平成元年の指数は、伐出業種平均賃金一一八、ヘクタール当たり造林費一三五、苗木代一二七と軒並み上昇している中で、林業を支えている山元の立木価格は六三と低迷している。このため森林所有者の投資意欲が削がれ、造林、木材生産等の事業活動が不振の一途を辿っている。木材価格低迷の最大原因は外材の大量輸入であり、林業不況は構造不況と言っても過言ではない。

三、森林造成推持費用応益分担制度

これまでの林業政策の基本的論理は、森林の公益的機能と経済的機能とは一致し、森林所有者の経済行為としての森林の造成管理により付随的に公益的機能が発揮されるとするものであった。しかしながら、近年の森林・林業をとりまく厳しい状況の中で林業は産業としての存立すら危ぶまれており、もはや上流域の林業関係者の努力だけでは森林に対する社会的要請に応えることが極めて困難な情勢にある。従って将来にわたり流域が安定的に発展していくためには、上下流が共同体として一体化して森林の機能強化に取り組まねばならない。このような考え方から、森林造成推持費用の一部を下流の受益者も分担すべきだとの声が林業関係者の間に高まり、同制度実現に向けての様々な活動を開始するに至っている。

これまでの取り組み

国としての検討は、林野庁が昭和四六年度に「森林の公益的機能計画化調査」として着手、同四九～五四年度には同制度の推進調査として利根川を始め全国一〇流域で実施した。さらに三月には推進協議会を設置している。

県では昭和四六年に「利根川上流の水源涵養についての意見書」を議会決定。同五二年には「県森林造成基本条例」を制定し、東電・県企業局・県の三者拠出で一億七〇〇〇万円の基金を設置した。同五四年には知事の諮問機関として「林業会議」を設置、公益機能検討部会を設けて下流都県や関係省庁等への働きかけを行っている。

さらに同六〇年には内陸七水源県で「森林の公益的機能拡充推進協議会」を発足させ、運動に一層の拍車がかかった。その後「森林河川緊急整備税」構想が登場したが、六一年国会で税制大綱への盛り込みと引き換えに見送られた。その見返りとして六三年に「緑と水の森林基金」

が創設され、五ヵ年間に全国で二〇〇億円の基金を設置するとされた。これは応益分担の一形態とも言えるもので、一歩前進とは受け止めている。しかし、同基金により推進される事業はソフト中心であり、森林の推持管理というハード面にまで踏みこんだものではない。引き続き制度実現への働きかけが必要である。

下流都県の反応

一つは、森林管理が生む各種の効果を定量的に解明し、できれば貨幣価値換算で明確にしろという意見。二つめは、受益者の特定化が必要との意見で、水源地域の森林保全は公共性を有し、むしろ特定化は不可能であるから林業政策や山村地域の社会政策と一体化して、政府の責任において実施すべきだというもの。これらの反応を受け林務部としては、昭和五七年に水源涵養機能計量化のための調査手法を検討、翌年から調査に着手した。

水源涵養の理論的解明

水源涵養機能とは、土壌の透水と貯留に有効な粗孔隙の分布で評価できると考えられることから、土壌中の粗孔隙を調査する手法を用いた。

○第一次調査

昭和五八年から五年にわたって県内の民有林七六九地点について貯水能（粗孔隙のうち比較的小さな隙間で、降水の一時的貯留機能を果たす）を調査した。その結果民有林の貯水能は約六億二六〇〇万トンにのぼることが解明された。この量は本県主要六ダムの利水可能貯水量三億五〇〇〇万トンの約一・八倍に相当する。国有林について民地の推計式を用いて算定すると四億八二〇〇万トンとなり、県の貯水能総計は一一億八〇〇万トンとなる。

○第二次調査

元年度からは森林の形態別に貯水機能を推持するうえで望ましい森林の解明に取り組み、これまでに杉の人工林では間伐が行われている林と無手入れの林では、粗孔隙量は実施林が約七%も多く、ヒノキ人工林でも実施林が約五%多いことが分った。

今後も人工林の管理状態と貯水能力との関係を引き続き調査し水源涵養のうえで効率の良い管理手法を見つけていく。

四、森林・林業活性化対策

森林・林業活性化基本構想

林業を産業として自立させるため、昨年から展開している施策の一つ。地域振興に寄与し得る森林資源の整備、「県産材時代」に向けての体制整備を基本課題とし、流域一体となっての取り組みを図る。また展開に当たっては、七林業圏域ごとに地域特性を活かし総合的に行う。

施策の方向は、。林業労働者確保のための林業事業体育成、。地域資源の高度活用による地域振興、。木材の低コスト安定供給体制整備、。民国一体化、市町村の役割重視、応益分担制度確立による管理手法の確立、。林業情報のシステム化、に要約できる。

森林・緑整備基金

官民一体となったキメ細かな施策展開が必要との考えから、平成二年七月に財団法人として設立された。平成二〜六年度の五ヵ年間で一〇億円を目標とし、運用益は森林整備だけでなく、林業従業者の安定就労、労働条件の改善、生産性の向上等にも用いる。また平坦地域の緑化も含めた幅広い緑の造成にも当てる予定。長期的には応益分担制度の受け皿としたい考え。なお前述の森林造成基金は本基金中に吸収解消した。

森林法改正

改正により流域管理システムという新しい考え方が導入され、その一環として上下流の地方公共団体が森林整備のための協定を締結することを促進するという条項が盛り込まれた。水源税見送りの次善策として出されたものだが、法的に位置付けられたことは大きな意義があり、また応益分担制度実現に道を開くものと大いに期待している。

≪質疑・応答≫

◇地域の森と一口に言っても所有は分かれている。利用権と所有権との調整が必要だが。

大松　応益分担の要請に応える際、金も出すが口も出すという形で権利問題は必ず出てくる。法的整備面は未着手分野であり、今後の問題。

◇応益分担は流域の自治体間で進めていくのか。

大松　流域ごとの事情、効果の程度が異なるので、県としては流域間で解決すべきだと考えている。また水利用に限るのは、計量化しやすく、利用者を比較的特定しやすいことによる。

◇金も出すが口も出すとなると、食べていくた

めの施業との対立が懸念される。材の価格差補償や生活保障などが必要だが、水準設定が難しい。その辺りの議論はどうなっているか。

大松　伐期を延ばすことで生ずる差額を補填する方法、定額的に出す方法等、議論はされているが、結論は出ていない。

◇私有林に対しては、伐採しないことへの補償を国がしている。しかし余りにも低価格であり有効には働いていない。

森林法の改正により、施業放棄された箇所で災害の恐れがあるときは知事が森林整備を代執行できることになった。自治体としてはどう受け止めているか。

大松　詳細はまだ伝わっていないが、災害に結びつける整備基準など難しい点が多い。

◇杉並区の水道水は九九%が地下水だ。受益者の特定は難しい。やはり国がやるべきでは?

大松　東京都全体として見れば半分が群馬県の水。しかし最終判断は都だ。「国がやるべき」論は多いが、現段階では流域単位での実現を図っていきたい。

◇水源涵養林でさえリゾート法で解除されゴルフ場化している。県内では同法の影響は?

大松　リゾート法に基づいて造られたゴルフ場は何箇所もない。県内のゴルフ場は五五ヵ所だが、転換の最大原因は林業経営が成り立たなくなったことだ。近県に較べると少ないので、総量規制はしていない。しかし市町村独自に総量規制をかける所も最近出てきた。

◇国民森林会議では「利用に関する地域協議会制度」を、林野庁に提言したことがある。地域の森林は、そこに住む人々により管理・利用があって始めて成り立つとの考えからだ。

◇今回の森林法改正で一五八ヵ所の流域活性化協議会がつくられるが、そのうち三一ヵ所が今年度予算で計画されている。

◇国有林と地元との話し合の場はあるが、単に説明して終りだ。今後は不在村地主の増加もあり、森は地域の共同利用で守るという考え方が不可欠だ。

◇企業の外材買い叩きは供給国間の値引き競争さえ引き起こし、海外からの批判が高まっている。外国との森林政策調整が必要であり、応益分担だけでは議論が難しいのでは。

大松　国が企業への指導をもっと行い、外材の適正価格輸入を図るべきだ。

◇国内材の価格が倍になったとしても、代替材の進出で木材使用量は半減するだろう。

◇ある程度の覚悟は必要だ。

◇農家の場合、高収入であっても後継者が出ない。収入面だけでなく、労働の質、社会的地位の向上をもっと考慮すべきだ。

◇ヨーロッパでは農林業従業者の社会的地位は低くはなく、山村の基盤もしっかりしている。一般に環境問題への対応が矛軟で素早い。それだけ林業関係者のプライドが高く、発言力がある。しかし一方ではフランスに見るように、都市部での技術革新の進行が山村の過疎化を招いている。山村の問題は山村だけで解決し得るものではない。林業整備と山村整備は必ず一体でなければならない。

◇国内材の活用を図る上でネックになっているのは、流通経路の複雑さと材の乾燥・規格だ。

大松　国産材は均質のものが大量に揃わないので敬遠される。活性化基本構想でも、材の安定大量供給を柱の一つとしている。流通機構の簡略化、消費者本位の価格表示などの対策を考えている。また今後は、林産物の需要拡大を図るため、小企業をバックアップし消費者サービスを行う総合拠点施設建設が課題だ。

労働力確保は、第三セクター方式による成功事例を参考にしていく考え。身近な取り組みとしては、雨の日の休業対策に山村の資源利用を検討、炭焼き窯に助成金を出し、木炭生産を活性化している。こうした地道な積み上げが大切だ。

◇大分の諸塚では、役場職員並み待遇や社会保障充実により「国土保全森林作業隊」を、平均年齢三〇歳の若者五人で発足させた。山村対策等による村内の土木工事を同隊で請け負い、これまで都市業者に流出していた金を村に還元することに成功している。

◇関東東・東北と九州では印象が違う。九州あたりでは二五~三〇歳で戻ってくる若者が一〇数%はいる。

大松　県内には工場地帯が多いが、最近ではそれら工場が豊富な労働力を求めて九州へ流れ出る事例もあり、対応が迫られている。

淀川の治水

建設省東北地建（元近畿地建淀川ダム総合管理事務所長）
松浦茂樹

日時　6月15日
場所　大日本山林会会議室
参加者（敬称略）内山、田中、萩野、秋山、松沢（一般五人）

森林問題と治水の大きな接点は土砂の問題である。とりわけ淀川においては近世から近代半ばにかけての河道整備で、土砂への対処が大きな比重を占めていた。幕府の施策として、土砂対策に関する初の法令である「淀川掟の令」の発布（一六六六年）、土砂留奉行の設置などがあげられる。

現代に至っても土砂問題は決して解決された訳ではないが、機械力アップ、施工方法の発達などによりモノを作るボリュウムが格段に大きくなったため、表面に現われなくなっている。しかし別の面から脚光を浴びつつある。

淀川の特徴

○地形上特異な川である＝上流に琵琶湖といういわば巨大なダムを抱えている点で、日本の他の河川と異なる。

○日本の近代河川行政史上に与えた影響は絶大である＝明治二九年制定の河川法は淀川治水のためとさえ言われた。また昭和四八年には「水源地域対策特別措置法」が公布されたが、それ以前に琵琶湖総合開発に関して、周辺の地域整備重視を盛り込んだ特別立法がなされており、同法はそれを踏まえて作られたという経緯もある。

○近畿圏内で絶対的な地位を占めている＝近畿圏は歴史的にみて日本の先進地域であり、日本の歴史を河川の側から紐解くと、最も重要な役割を果たしてきた川と言える。

以上の点を具体的に見て行きたい。

一、地形的特徴

淀川流域面積のうち五三％は琵琶湖流域で占められている。しかし琵琶湖という大規模な湖沼から排出される河川は、宇治川（上流の滋賀県側では瀬田川）一本である。しかも宇治川は川幅が狭く疎通能力の小さな河川であるため、この一本の河川を巡って激しい地域対立が繰り広げられてきた。

宇治川（流域面積五〇六平方キロ）、木津川（同一五九六平方キロ）、桂川（同一一〇〇平方キロ）の三川合流地点は淀地点であるが、舟運上の重要地点だったことから淀城が築かれた。宇治川中流の伏見が京都の表玄関として栄えたのも、舟運上の要だったためである。

三川合流の淀川は大阪府内で再び神崎川、中津川、大川に分流、さらにこれら三川が七支流に分かれて大阪湾に注いでいた。これらの支川は近代になって整理された。

現在、大きな堰としては、下流にある毛馬の洗堰、上流の瀬田川洗堰の二ヵ所がある。それぞれ明治時代に造られたものだが、毛馬洗堰は大阪市内への洪水遮断が目的であり、瀬田川洗堰は琵琶湖の水量調節が目的。

淀川全体の流域面積は七二八一平方キロと広大だが、うち五三％は琵琶湖流域が占めており、水量調節次第で大阪市への琵琶湖流域の洪水の影響をゼロにすることも可能である。実際、そのような地形的条件から琵琶湖の洪水が大阪市まで影響を与えることは少なかった。気候がほぼ同じと考えられる近畿・中国圏の他の河川と比べても、淀川は流域面積当りの洪水規模が最小である。しかし、逆に琵琶湖を巡っての上下流の対立は激しいものがあり、関西における水行政に非常に大きなウェイトを占めている。

流域面積は国内河川のうち第七位だが、想定氾濫面積では第五位に入っている。これは沖積低地を多く持っていることを意味し、流域の目域社会にとっては重要なことである。特に近世までは、米が社会の根底を成す生産物であり、その主な栽培地が沖積低地であったため、その面積の大小が流域の地域社会を左右した。

二、淀川と都

淀川が日本の歴史上いかに重要な役割を果たしてきたかということは、東京に都が移転するまで、全ての都が淀川流域に置かれたという事実がよく表わしている。（平城京、藤原京は大

和川水系だが、大和川が堺から大阪湾に抜けるようになったのは一八世紀初めであり、それまでは淀川の支川であった。）

政治の中心地が同時に商業の中心地ともなるには物資輸送手段が必要であった。明治の半ばまでは、河川舟運が内陸輸送に絶対的な地位を持っていたが、この点において淀川水系は琵琶湖を抱え、常にある程度の水量を確保でき、渇水がないという大きな利点を持っていた。だから近代に入り、他の水系の舟運が軒並衰退していく中で、淀川水系ではかなり盛大に行われ整備も進められていた。

角倉了以による高瀬川の開削を経、淀川の舟運が最終的に整備されるのは河村端軒の治水工事を待たねばならないが、古代から内陸部の京都が繁栄した背景には、こうした有利な物資輸送手段があった。

三、大和盆地

大和盆地が高い先進性を持ち得た理由として、水田開発の面で興味深い事実がある。大和川の奈良県内における流域面積は七〇〇平方キロ程だが、佐保川、飛鳥川など多くの支流に分かれており、各々の流域面積は非常に小さい。盆地の東側から初瀬川、寺川、飛鳥川……と南北に流れる川が並んでいる。各河川の集水区域を見ると、初瀬川は山側から集水し、寺川は初瀬川と寺川の間、飛鳥川は寺川と飛鳥川との間……となっている。ところが各々の灌漑区域は、初瀬川の集水区域と見事に重なる。つまり、山からの水を初瀬川が塞き止めて、それで初瀬川と寺川の間（寺川の集水区域）を灌漑し、その灌漑地からの水を寺川が受けて飛鳥川の集水区域を灌漑し、さらに飛鳥川へと落とす。

こうした集水―灌漑―集水という仕組みは、盆地西側の高田川、葛城川についても同様に整備されており、河川を利用した豊かな生産基盤が大和盆地を栄えさせた。

四、近代治水事業

先ず取り組まれたのが舟運整備のための工事（低水工事）であり、明治七年から二一年にかけて行われた「淀川修築工事」がその最初である。その後も継続的に戦前まで低水工事が続けられたが、それは淀川が京都、下流に大阪を抱え、琵琶湖からの水によって日本の大動脈となっていた証左と言える。その間、明治一八年に起きた淀川の大洪水は治水事業に対する要望に拍車をかけ、後の河川法成立の契機ともなった。

五、大阪港整備計画

江戸末期、全国の商品の七割は大阪に集中し、まさに「天下の台所」であった。それを支えていたのは舟運であり、現在の大阪市中心部には道頓堀川などの水路が見られるが、近代になって埋められたものがかなりある。その舟運にとっての最大の支障は河口部の土砂堆積であり、商人たちが財を出し、独自に浚渫を続けてきた歴史がある。河村端軒による安治川開削も河口部の浅瀬対策である。

近代になると、西洋の大型船が出入りするようになったが、土砂のため中の島まで入ることができなかった。このため大型船は神戸港へ回るようになり、大阪港の衰退が始まる。しかも明治七年には大阪―神戸間の鉄道が開通し、同港への入船は一層減少した。しかし、大阪には近代的な生産基盤が整備されてきたこともあって港湾機能が強く求められてきた。

最初の整備計画はブラントン（イギリス）、続いてファン・ドールン（オランダ）による。ドールンは上流の木津川水系が花崗岩質のマサであるため土砂流出が激しく、禿山の面積も大きかったことから、同水系の視察を行っている（明治五年）。彼に次いでデ・レーケが来日し、調査計画を行った。彼の明治二〇年の計画をみると安治川河口に突堤を出して漂砂を区切り、港口とする。さらに洪水とそれに伴う土砂の除去を重視し、神崎川、中津川に洪水を流そうというものだった。

近代治水の着手の前にもう一つの大きな問題が浮上していた。琵琶湖の治水をめぐる上流下の対立である。瀬田川支川の大戸川から激しい土砂流出があり、特に瀬田川との合流地点での堆積がひどく、洪水の疎通力に欠ける状態となっていた。土砂の流出が大きいのは流域が禿山となっていたためだが、さらに加えて川床に杭が打ちこまれてここでの土砂堆積が促進されていた。元来は天皇家献上の魚を捕える簗を仕掛けるため打たれたものだが、明治の改修時に数えたところ一万本を超えていたという。

このため琵琶湖流域住民は洪水の度に浸水害を被っており、瀬田川の土砂浚渫は常に最大の悲願となっていた。しかし幕府の軍事上の都合

（徒歩点の確保、彦根城・膳所城の堀の維持）淀川・大阪港の舟運への支障、水害を恐れる商人たちの圧力があった。

この瀬田川をどう評価するかが、近代治水計画上重要な点であった。

計画上のもう一つのポイントは、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点にある巨椋池を中心とした湖沼群の位置付けであった。

デ・レーケは大阪と京都を守ることのみ念頭に置き、巨椋池の遊水効果を観察して琵琶湖の水位調節は考えていなかった、これに対して、沖野忠雄の提案は、遊水池としての巨椋池は除去するが、その代わりに大戸川との合流地点に瀬田川洗堰を設けて琵琶湖に人工の調節機能を持たせようとするものだった。これにより、琵琶湖からの流出をコントロールして下流を安全にし、また瀬田川を改修して疎通能力を高め、下流部が減水した後、すみやかに琵琶湖の水位を下げようとするものだった。また河口部は放水路を開削し、舟運路の整備と洪水除去を図ろうというものである。この河口部の計画は、デ・レーケの計画を引き継ぐものだった。

デ・レーケは巨椋池の除去と洗堰には反対だったが、結局は沖野案による淀川改良工事が明治三〇年から四三年にかけて実施された。現在の淀川の骨格は同工事によって作られたと言える。

六、瀬田川洗堰

当時の洗堰は、放水のための門数が三二門で門扉は長さ一四尺の角材であった。開閉は人力によるので、全開まで四八時間を要した。この洗堰の操作を巡って上下流の対立は先鋭化した。特に大正六年秋の大塚堤決潰の際の利害対立は頂点に達した。下流部は決潰した堤防が応旧復旧するまで洗堰を閉めろと主張し、琵琶湖沿岸は、早急に開けろと主張した。

現在でも、昭和三六年完成の新洗堰があり、その開閉は機械で敏速に行っているものの、琵琶湖の管理を巡り滋賀県と下流との対立が続いている。

七、昭和の治水事業

明治の改良工事に次いで瀬田川の浚渫が行われたのが、昭和一八年から二七年にかけての第一期河水統制事業である。疎通能力を大きくし、利水を図る目的であったが、戦時の発電力増強に力点が置かれた。

第三回目は昭和三二年から四二年にかけての淀川水系改修基本計画で、この時に現在の瀬田川洗堰が造られた。第四回目が、昭和四六年から現在まで続いている淀川水系工事実施基本計画で、琵琶湖総合開発と一対となって行われている。

≪質疑・討論≫

◇山の問題を若干付け加える。高度成長期の水資源開発においては水源地域への配慮が欠けており、昭和三六年の開発二法制定の際には、水源県からの強い要望により「水源の保全涵養」等の字句が盛り込まれた経緯がある。

上下流の対立は、南郷洗堰の操作と宇治川の発電所用水問題にも現われた。即ち、南郷洗堰は、京都疎水の引水と瀬田川の浚渫による過度の湖面低下を防ぐ所目で築設されたものの、淀川洪水時には全閉するとの原則が決められ新たな対立を生んだ。また、宇治川水系発電所の用水量は琵琶湖の余剰水量内と定められたが、その範囲は国が洗堰の操作如何で決められるとされ、滋賀県側に不信感を生じさせた。

琵琶湖周辺の荒廃した山地に対して滋賀県は明治初頭より様々な施策を講じてきた。その結果、最も荒廃の激しかった琵琶湖東岸の公有林地すら今では美林地帯となっている。その治水利水上の影響は、大正初期から昭和三五年までの年間流水率の調査によって明らかになっている。

◇高水・低水の別は年間の日数によるものか。

松浦　高水は洪水防御、低水は舟運という区分けで使用されてきた歴史的経緯がある。低水は、今日、環境面で見直されている。一年の流水に対して豊水・平水・低水・渇水の流量の区分がある。

豊水量：年間95日は利用し得る量
平水量：年間185日は利用し得る量
低水量：年間275日は利用し得る量
渇水量：年間355日は利用し得る量

◇ダム建設によって以上の分け方による水量も変化しているのでは？

松浦　豊・平・低・渇の流量変化はある。ダム建設は基本的には流況の平準化を図るためだ。

松浦　地質学的に見ると、瀬戸内など禿山の多

い所は花崗岩質地帯である。

◇信楽焼や瀬戸の製塩などは花崗岩地帯の松を薪に活用することで成立した。しかし一旦伐採してしまうと花崗岩はエロージョンが激しいので禿山になってしまう、

デ・レーケの設計による山腹砂防ダムを二〇数年前に見学に行き、美しさに圧倒された。下流の砂防ダムのため埋没していると聞いたが、保存を図るべきだ。また彼の滞日中の日記類も残っているので、発掘・保管が必要だ。

松浦　砂防資料館、淀川資料館建設により努めてはいる。

◇今はデ・レーケ研究会もできている。

◇沖野式ではなくデ・レーケ案を採っていたらどうなっていたか。

松浦　三川合流地点より下流は堤防方式しかないという点では異論はなかった。沖野は水理計算をし、巨椋池等の遊水効果は大きくないと判断した。これに対しデ・レーケは、この遊水効果を高く評価するとともに中流部に遊水池があれば土砂溜めになると考えていた。

◇昭和三〇年代までの建設省は治水を流域全体で考えてはいなかった。最近になってソフト面も含めた総合治水の視点が出てきた。

松浦　表面に出る形は違っていたが、ずっと流域全体で考えていた。氾濫は重要度の少ない地域から止むを得ないという考え方だった。現在は、総合治水として整備され、計画的に氾濫させようとするものだ。

治水は不特定多数を相手にする点で難しい。デ・レーケは当初、治水と港湾整備の同時実施を唱えていたが、結局は分離された。港湾は利用者である商人たちが費用負担を承認したものの、治水に関しては費用の負担者がなく「国で」との声が多かったためで、施工主体が港湾は市、治水は国とに分かれた。川沿いと遠方とでは、治水の重要性の認識度が異なる。

◇琵琶湖周辺の湿地・沼地は水質浄化の役割を果たしていたが、干拓により農地に変わってしまった。浄化機能の見直しが必要では?

松浦　水質面ではそれなりの効果があったと思う。ただ、それらを実際にどのように管理するかは難しい。洪水に対しても昔から遊水「地」(通常時は耕地として使う)があって、自然調節機能を果たしていた。現在の社会ではグレーゾーン的なものの管理をどうするかが課題だ。建設省では今日「地役権」設定により耕地を洪水防禦に使用しようとしている所がある。

◇一部の都市では、住宅地の地下に一時貯溜する方法をとっている。

松浦　地下法を作ろうとの動きがあったが、結局は空中分解した。巨椋池が現在あったとしたら、環境面で高く評価されているだろう。跡地は現在宅地化、工場地化が進行しているが、元来は日本で最初の国営干拓事業として耕地整備されたものだ。

◇河川にとっての土砂は邪魔物でしかないのか。

松浦　魚類にとって大切な「瀬」「淵」は土砂によってできる。生態系にとっては重要。環境面から重視されるだろう。

◇河川とは「水と土砂の流れる所」と言える。

◇日本の河川は土砂、石礫の砂壊力が大きく、治水面からはマイナス要因。だが、海岸線の形成など流域の環境面ではプラス要因だ。

松浦　土砂が問題視されなくなったのは、高度成長期に川床の土砂を建設材料として使い、川床が低下したためだ。今日、ダムの土砂を生産物として積極的に使おうとの動きもある。

土砂の管理は何百年という単位で考えなくてはならない難しさがある。明治二二年の十津川洪水では膨大な土砂崩壊があり、それまでのけわしい渓谷が現在のような広い河川敷をもつ川となった。また天明三年の浅間山大噴火は利根川の性格そのものを変えてしまった。このような自然の変遷にどのように対応していくのか今後の課題だ。

白神山地はいま

日時　7月20日

場所　学士会分館

動物生態写真家　江川正幸

参加者(敬称略)　内山、萩野、松沢、田中(一般九人)

はじめに

白神山地とは、海岸線―秋田の国道七号線―岩木山南側の県道によって囲まれた範囲を言う。四万から五万haあり、うち一万六九七一haが昨年、森林生態系保護地域に指定された。が、その周辺部では今もブナ林の伐採が続いている。

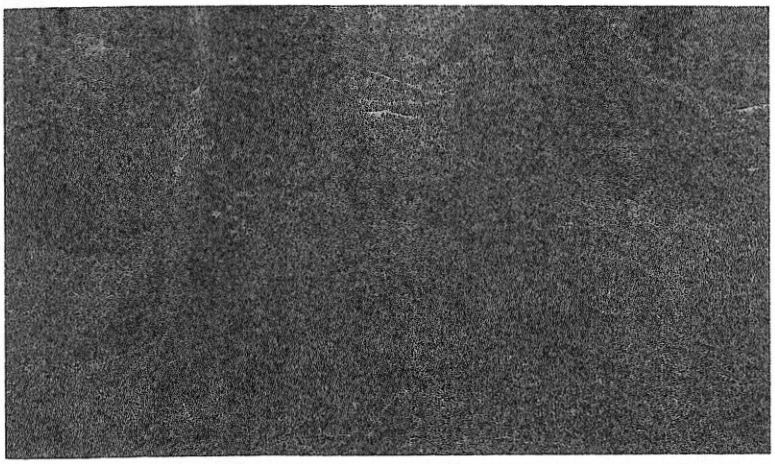
地元の保護団体は、指定により保護の道筋ができたとし、青森側は解散した。秋田側は続けてはいるが、地域的かつ個人的な動きでしかない。私自身は、現場の情況を的確に伝え、記録し、必要とあれば資料として提供していきたいと考えている。

現場の状況（スライド上映）

〈白神の山と川〉

白神のブナ原生林…ダケと言われる標高一〇〇〇m前後の森林限界の陵線。写真家の眼から見ると、山の凄さはないが、東北人気質を映したいかにも東北の山という形をしている。外見は穏やかで豊かだが、内容は非常に深い。従って白神は山だけでなく、山裾の豊かさが、多くの人々のテーマになっている。科学的にも遺伝子保存林とされているが、芸術や文化面でも多様なソフトを有している。

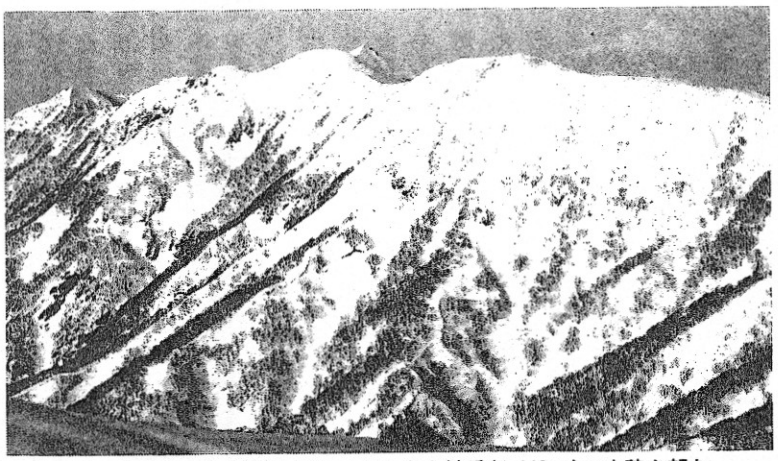
白神岳頂上から見ブナの大原生林…これだけの樹海は本州ではなかなか見ることができない。赤石川の摩須賀岳や追良瀬川の上流部が見える。谷間は渓畔林と言い、カツラ、サワグル



樹根◆白神山地ブナ原生林の中、とくに発達した樹高30メートルを超す巨木の森の場所。ここでは〝悠久〟という時の沈黙に身も心も同化する。
（江川正幸「白神山地の息吹」より）

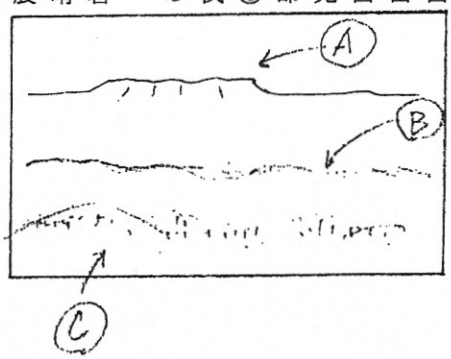


白神山地◆青森県と秋田県の県境に立つと、山地の連なりは樹海を見せ厳然としてそこに在る。1990年、森林生態系保護地域に認定された貴重な自然が広がる。



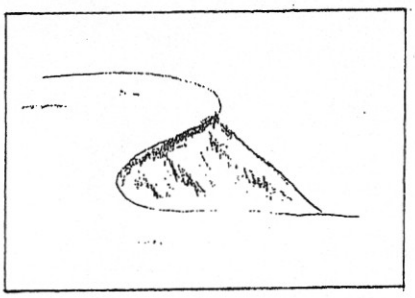
白き峰々◆3月、白神岳(1,231m)から向白神岳(1,243m)の山稜を望む。多雪が白神山地のブナ原生林を育み、半年近くも峰々に白い冠雪の輝きを見る。

ミ、トチなどの大木が見られる。
　赤石川中流部までは残念ながらまるでスキー場のように下流からの伐開地が拡がっている。伐り続けて青秋林道へ抜ける計画だったが、途中の斜面でクマゲラが観察され、それが原生林にしか棲まないものだと判明したことから、白神山地のシンボルとなり世論を盛り上げた。しかしこれからは白神山地はクマゲラだけではないという主張もしていく必要がある。
秋田県真瀬川源流部…青秋林道は秋田側では早くから徹底した伐採が進められてきた。それを青森側にも拡げようということから、今回の問題を引き起こした。青森側は殆んどの原生林が残されているが、秋田側は約四、五〇〇haを残すのみである。
白神の春…下の方は緑だが、山頂は雪に覆われている。白神は標高こそ一〇〇〇～一二〇〇m前後の峰々から成る山地だが、斜面が大変険しい。
雪解け時の川…五月下旬でも雪解け水が多く、川を遡って山へ入れるようになるのは六月一〇日以降。赤石川。
西目屋村岩木川源流部…白神の魅力の一つは様々な川が持つ各々の表情。ここは大川と言い淵の美しさが最高。しかし斜面は全くの未踏の原生林で歩ける状態ではなく、峡谷を歩いていく。増水すると帰れなくなるのだが、マタギは支流の沢を登り鞍部に出る道を使う。私も一度通ったが、今ではマタギも使わなくなり、判らなくなった箇所が多い。
大川下流部…発達したブナ林があり、青秋林道が中止された辺りから望める。この森の中を切り株があちこちにある。昔、村から歩いてきて、幾晩か泊まりながら炭を焼き、下ろした場所だった。従って全くの原生林ではない。しかし人との関わりから歴史的な原生林と言える。人の手が多少加えられた所と未踏の所と、ケースバイケースでその扱いについて対処しなければならない。
　青秋林道の終点付近で堰堤工事が行われているため、普段はきれいな流れが濁っている。
赤石川…森の状態が全くの原始のままであり、森は生きているという感じ。川を遡行していく時は巨大な生物に囲まれているかのようだ。他の川に比べ斜面が緩いので大木の川と言える。ブナだけでなく、他では見られない柳の大木もある。流域が長いため下流の人が上流に上ってくることは滅多になく、赤石マタギは少ない。目屋マタギの本場で、暗門の滝を越えて赤石川源流部へ入っていく。
暗門の滝…上流からの雪解け水が多く、自然の迫力を感じさせる。原始的な景観で大変な秘境だが、昔は木流しをしていた。今は観光遊歩道がつけられている。雪の多い時に木を落すその音が、昭和三〇年代には谷間にドーンドーンと響き渡ったということだ。
魚止めの滝…赤石川。昔はここより上流にはイワナがいなかった。マタギが放流したため今ではいる。ここで落ちて亡くなった人もいる。
二股の川原…赤石川。小学校のグラウンド位の広い川原。白神は森が発達しているので、このような場所が、森林限界の山頂部にしか広々とした空間は生じない。
然ケ岳（笹内川）…アオモリマンテマなど、珍しい植物が発見されたことから早くに自然環境保全地域の指定を受けた。しかし乱獲され、現在では手の届く範囲ではなくなった、指定した後のアフターケアが必要だ。
追良瀬川…十和田の奥入瀬ではなく、白神山地から日本海に入る川。この川も淵の美しさが素晴しい。
岩崎村…白神岳山麓部の村。標高七〇〇～八〇〇mの山だが、林道が限無く入っていて、木が伐られている。ブナが発達し、クマゲラの生息地である。巣穴から半径五〇〇mの範囲を守ることになっているが、このような状態を見ていると危ない。
岩木山から見た白神岳…Ⓐ白神岳の陵線部分が白い刃のように見える。Ⓑ谷の部分が赤石川。Ⓒ里山は殆んど伐木されているのがわかる。
白神岳から見た岩木山…三月の快晴時に頂上から展



望。いつまた冬山に戻るか分からない状態だが、スキーで四苦八苦しながら登る。隣接しているのは向白神岳（一二四三m）。

雪の白神…陵線は雪に包まれている。日本海側から常に強い風が吹きつけているので、風下では雪庇が発達している。



夕陽の白神…日本海からの夕陽。津軽では、日は八甲田山から昇り日本海に沈む。

〈ブナの生態〉

▽ブナの芽吹き▽新緑…微妙な温度差で他の広葉樹に先がけて発芽するので、一時期「峰渡り」現象が見られる。

▽ブナの花▽実▽紅葉

▽実生…青葉の時期、去年の実生が落葉を押し上げて誕生する。

▽斜面のブナ…雪に押された根曲りのブナ。ブナのこの生命力と四季の美しさが落葉樹の王と言われる所。

▽尾根のブナ…常に風を受けているので、枝の張り方が力強い。

▽ブナの大木…ブナの寿命は判命していないが、この木は周囲五・五m、直径二m近かった。私が撮影のため一年三ヵ月住んだ西目屋村の木。この木を村のシンボルにと提言したが、開き入れられなかった。今年新村長となってから姿勢が変化した。今後に期待したい。

▽ブナの大樹海…秋田側の二ツ森から見た所。この地点へは車道から徒歩一時間程で行ける。

▽泊りの平原生林…森の発達が凄じく、壮観。林業関係者は「過熟老齢林」であるということを林道建設の根拠としていた。材としての価値はなくても、保存したい場所だ。

▽津軽峠のブナ…西目屋村奥。峠の斜面は昔はこのような大木ばかりだったと言うが、今は見る影もない。この木だけが伐り残された。

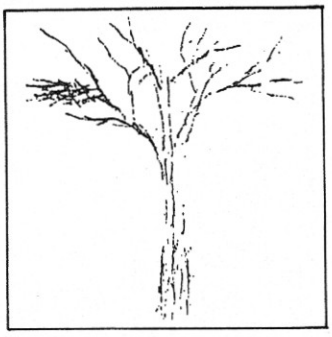
〈動植物〉

▽クマゲラ…昼間は周りの木で採食、薄暗くなってから帰巣。巣に入った後、一旦顔を出して夕空を見上げる面白い習性がある。大型のキツツキなので食痕も大きい。また、木に巣穴を作ると、その部分が弱くなるので折れる。生物が生きていく上での〝自然破壊〟は必然であり、その度合により具体的な対策は異なる。その点に関するコンセンサスはないので、カモシカの射殺やクマゲラだけを特別視した保護が行れる。全体としての自然認識のレベルが上がらないと、自然を生態系として適切に保護することはできない。

▽カモシカ…個体別に命名し、行動を観察した。毛皮は季節によって変化するので、角が識別のポイント。角輪（かくりん）と言い、若年では一年に一つずつ増える。

▽サル…春先は人里に近づく。

▽熊棚…クマがミズナラの実を食べるときに、自分の腕位の太さの枝をかじっては折って尻の近くに捨てる。そのため枝の間に棚状のものができる。



▽シノリガモ…繁殖期になると海から川を遡ってくる。源流部でのみ観察できる。

▽フジミドリシジミ…ブナの若芽を食べ、六月二〇日過ぎに成虫になる。羽の色は特定の波長を反射する構造だが、深山の趣がある。

▽ウラクロミドリシジミ…マンサクの葉を食べる。真珠の光沢を持つ。

▽クジャクチョウ・ルリタテハ…成虫で越冬。

▽ヒメギフチョウ…雪国の代表的な蝶で「春の女神と呼ばれる。

▽マンサク▽キクザキイチリンソウ▽カタクリ

▽オオバキスミレ▽ナガハススミレ

▽フキノトウ…地元ではバッケ。茎だけを食べるが、猿も同じ食べ方をする。

▽ミズバショウ…西目屋村の道路脇のもの。保護されず工事の土砂に埋まってしまったりする。

▽イワカガミ…沢の明るい空隙に咲く初夏の花。

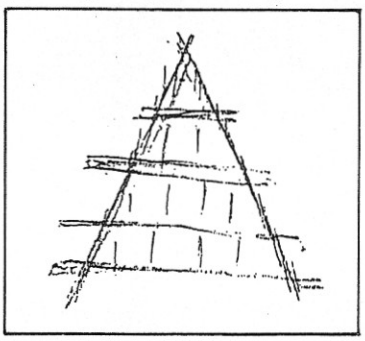
▽オクエゾサイシン…葉裏に蝶が産卵する。

〈生　活〉

山菜採り…旧弘西林道（現在は県道）は、生活

道路として開通したものだが、結局は山菜採り道路となっている。津軽一円から車で乗り付け、一日がかりでリュック一杯の山菜を採る。

マタギ小屋…八、七年前の撮影で今はない。サワグルミを一本伐って建てる。樹皮を屋根葺きに用いる。マタギも年々減り続け、数人になった。秋田ではマタギ文化の記録がかなり行われているが、青森では一部の登山家が開き書きをしている程度。



御山参詣…楽器を鳴らしながら岩木山に登る津軽の一大行事。九月下旬、西目屋村での練習風景。目屋ダムを抱えた村だが、街路灯も少なく、夜は真暗になる。

村落共同体…西目屋村の一番奥にある集落。村中の人が一緒に田植えをしたりする。

追良瀬の湿原…弘前大学の牧田先生（植物地理学）やマタギの工藤光治さん等が湿原に堆積されているブナ林の過去の状態を調査した。五〇㎝程掘ると、十和田山地が噴火した時の火山灰層が出るが、その下は再びブナの葉になる。従って白神山地はもともと古くからブナ林だったことが判る。

秋田の保護林…秋田県ではいち早く風景林として指定し、観光に活用しながらの保護を図っている。自然保護の見地からは望ましくないとの意見もあるが、ケースバイケースではないか。学術研究員以外は一切入れないというのでは、つまらない山になってしまう。

保護されている森の林相は、足跡もそれ程なく、気持ち良いものになっている。

《討　論》

江川　白神の膨大なソフトが正しく評価され、然るべきコンセンサスが確立されることを願う。今までの白神山地の扱い方は当事者間のみのやりとりで、世論になっていない。（国有林は国民全員の財産と考えるべきである。）

◇保護区域化することと、村人の生活の場としての山との兼ね合いは？

江川　入ってはいけないというのは営林局の一方的見解で決まってしまう。住民はそれを飲むか拒むかだけ。青森県の審議会は生活慣習が優先するとして反対していた。しかし、村からの具体的な利用法の提案は出ていない。秋田では実際に熊撃ちが困っている。教育的な「自然保護」一辺倒ではなく、その辺の細かな議論が必要だ。

◇明治期に行われた東北の官有林区分を想起させるような姿勢だ。地元からの意見聴取はしていないのか。

江川　林野庁の保護地域の線引きに際しては両県から幾人か保護運動にかかわってきた側からの設定委員が出た。牧田先生もその一員。論議の情報公開はなかった。マスコミ報道でその結果を知るだけだ。

◇保護対象をコア部分と外郭部分とに分けた国際的設定基準がある。地球規模の視点も必要。

◇鰺ヶ沢営林署管内は秋田杉の北限でもある。残すべき貴重な場所だ。

◇稚魚や卵の乱獲は問題外だが。釣り人よりも漁協の放流の方が生態系を犯す危険がある。

江川　一律に規制すると、普通の人が山を楽しむ機会を奪い、相互監視を生み出す。

◇学術参考林はどこもひどい状態だ。研究用のみとせず、ある程度開放すべきだ。一方「聖域」は一切手をつけない区域として区分する。

◇松枯れ調査の際に、人手を加えてまで松を残す価値が議論された。松林はいずれ広葉樹に変化する。ブナ林も遷移していくのでは。どのような姿で残すかの論議がされるべきだ。

◇白神の極盛相はブナ林と考えてよい。

◇自然の遷移と大気汚染等による枯死とは区別しないと、どんな変化も許容することになる。

◇白神山地のメッカは？

江川　岩崎村の十二湖駅からは入りやすい。付近が自然公園になっている。目屋側は道路のある所は全部伐られている。ブナ林を味わうなら、藤里町から入った駒ヶ岳の麓。

多くの人はまだ白神の実態をつかめないでいるのでは。本当の国民の財産とするために今後も尽力していきたい。

スライド模写カット・篠原陽子

＊《公開講座、川を考える》はこれで終りました。

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月〉

6～8月

【朝日】　5月27日夕刊
―熱帯木材機関役立っていない―
世界自然保護基金（WWF、本部ジュネーブ効外グラン）は二十三日、声明を発表し、世界の熱帯林が過去五年間で、フランスとドイツを合わせたほどの面積に相当する八千五百万ヘクタールも失なわれたことを明らかにし、木材貿易の促進と資源保護の調和を目指す国際熱帯木材機関（ITTO、本部横浜）の活動が熱帯林保護に役立っていないと厳しく非難した。
WWFはITTOがその発足後過去五年間で、熱帯林保護のためにほとんど実効性のある対策を取ってこなかったことに不満を表明、二十七日からエクアドルのキトで開かれるITTO理事会で真剣にその役割と活動計画を見直し、森林管理について責任ある政策を実行に移すよう要求している。

6月

【日農】六月二十五日―営林署三分の一を統合―
林政審議会（中野和仁会長）は二十四日、国有林野事業の改善に関する計画を答申した。平成三年度から二十年間に林野・土地など資産を売り、一兆三千億円の収入を確保、累積債務の解消を目指し、足りない分は一般会計予算からの繰り入れと財政投融資金の借り入れで埋める。また、営林署や担当区事務所の三分の一程度を統合するなどして、十年後には赤字体質からの脱却を目指す。
国有林事業は平成三年度で二兆四千億円にものぼる累積債務の発生が見込まれるため、政府は昨年末、国有林野事業経営改善大綱を閣議了解し、さらに法律を改正、債務解消の取り組みを進めている。
答申によると、累積債務の解消のため、林野・土地の必要性を徹底的に見直し、積極的に処分する。また、土石の販売も自然環境を壊さないよう配慮しながら促す。これにより平成三年度から二十年間で一兆三千億円の収入を確保する。
また、新規事業や経営の合理化で経営事業部門の健全化を進め、将来生まれる剰余金で累積債務の穴を埋める。しかし、赤字体質から脱却しても二兆円の累積債務は二十年後には三兆円以上に膨らみ、一兆三千億円充てても二兆円程度の債務が残る見込みで、財政投融資資金の借り入れと一般会計からの繰り入れで埋める計画。
一方、営林署は三方の一程度を統合、必要に応じ公益的な業務を行う森林管理総合センター（仮称）と、木材生産にかかわる業務を行う森林経営センター（同）に改組。また、担当区事務所も三分と一程度に統合、森林官事務所（同）に改組する。
【日農】六月二十五日―被害面積3％増加―
林野庁が二十四日発表した平成二年度のマックイムシ被害は、前年度より約三％増加し、約九十五万立方メートルとなった。同庁は夏期の気象条件が高温少雨で、媒介虫のマツノマダラカミキリの活動に適していたためと見ている。
被害は北海道、青森県を除く四十五都府県で発生しており、二十三都県で増加、二十一府県で減少、一県で増減なしだった。

7月

【産経】七月二十日―知ってほしい森林破壊の本当の姿を―
私たちサラワク女性先住民代表団三人は、日本での十三日間、「先住民から生活を奪わないで。豊かだった自然をこれ以上壊さないで」とたくさんの人に訴えました。サラワク産丸太の輸入を行なっている商社と首相官邸前では、嘆願の行進をして森林伐採の問題をアピールしました。
それから東京など十四ヵ所で五十回のミーティングに出席しました。一人でも多くの日本人に問題があることを知ってもらいたいと、知事や市長、国会議員に会ったり、シンポジウムも開きました。
日本が輸入している原木のほとんどはラワン材。その八〇％は合板に加工され、ビルやマンションなどのコンクリート成型用型枠やカラーボックスに代表される安物の家具になり、非常に短命に使い

捨てされているのが実態です。
日本の人々は大変やさしく、丁寧で「私達は木材でできたものを無駄に使わないよう努力しています」「再生紙を使っています」「豊かな自然を守るために、今こういう活動をしています」などと話してくれました。

直接、伐採業務も行っている商社とは、大変長い時間ミーティングをしました。それで驚いたのは、日本の人たちの間で全く間違った情報が広まっていることです。

商社の説明によると、伐採は択伐（たくばつ）方式で一ヘクタールに五本だけしか切っていない。森林破壊の本当の元凶は、私達先住民の伝統的な農法である「焼畑農業」であるというのです。

事実は違います。択伐といいながら、伐採道路は縦横に森を切り裂き、ブルドーザーで無理やり木を押し倒して作った道から伐倒木を引きずり出しています。この侵略は猛スピードで行われます。焼畑農業は一度土地がやせても、七年ほどかければ再び使えるようになりますが、伐採が行われた後はいまだに木が生えていません。第一、何世代も続いて来た焼畑システムが原因だとしたら、どうしてこれまで豊かな原生林が残ってこられたのですか。

日本に来て、先進国の文明というものを直接見ることができました。初めて訪れた商社のビルディング。これを建てるために四千本もの丸太が消費されたことを思うと、心が痛い。日本人はとても忙しくて疲れていました。私達の訴えが通じたかどうか。（中略）

愛する大地と住民の生活が目の前で壊され、私たち女性や子供は毎日苦しんでいるのです。どなたか一人でも、実際に私たちの村に足を運んでみてください。きっと真実を知ってもらえると確信します。

私たちは今、世界中の女性と子供から嘆願書の署名を集めることを計画しています。十一月には、それを持って再び日本を訪ねることができればと思っています。

【毎日】　七月二十七日――熱帯雨林伐採の開発計画、ODA供与せず――

政府は熱帯雨林の伐採につながるプロジェクトの政府開発（ODA）の供与を原則的に行わない方針を固めた。外務省筋が二十六日、明らかにした。世界銀行が熱帯木材の伐採・搬出への融資を停止することを決めたのに伴う措置。熱帯木材の最大の輸入国である日本には、海外からの批判が強く、熱帯林破壊につながるODAを極力抑えることになった。

世界銀行は十八日の理事会で、①熱帯林の商業伐採・搬出への融資を今後、停止する。②森林に悪影響を及ぼす可能性のあるダムや鉱山開発、道路敷設への融資についての審査を強化する――の指針を採択した。

これによって世銀は、熱帯林保護の観点から途上国の開発政策への協力を見直すことになるが、政府は世銀と調和した形でODA供与を行うため、熱帯林の伐採をはじめ、熱帯林への影響が懸念される開発プロジェクトへの協力についても従来よりさらに慎重な姿勢をとることとなった。

8月

【産経】　八月十三日――環境庁が原生林を一括管理――

環境庁は十二日、国際的な水準の公園づくりを目指し、新たに「特定国立公園」を設ける方針を決めた。対象となるのは、国立公園内の国有林野で、広大な原生林が残り、貴重な野生生物が生息する地域。これを環境庁が一括して管理・規制する。来年度は知床、中部山岳、霧島屋久（屋久島）の三国立公園内に設定することで、林野庁とほぼ一致。さらに両庁の検討会を発足させ、将来は各地に拡大していく考えだ。

わが国の国立公園は、管理している環境庁がほとんど所有地を持たず、大半が林野庁の国有林野か民有地。このため、公園管理業務も開発行為の規制・調整が中心となり、本格的な自然保護や公園利用者に対する施設、サービスの提供に十分手が回らないのが実情。このため、米国やカナダの国立公園のように、管理する官庁が実際に公園を所有したり、土地の譲渡を受けて自然環境の保護や施設管理などの業務を進める制度の創設が求められていた。

「特定国立公園」は林野庁が管轄する国有林野内に設定、環境庁が予算を確保し、自然保護、適正利用などを進める。環境庁は一部地域については一般利用者の立入りを制限して厳しく自然環境の保全を図る一方、利用地域には散在している管理棟や宿泊施設を集中させる計画だ。実際の業務の一部は営林署などに委託する。

来年度に設定が予定されている知床、中部山岳、霧島屋久の各国立公園は国有林野が六～九割を占めている。

会員の出した本

ルポルタージュ　戦後史

会員の井出孫六さんが、岩波書店から上下二巻の表題の本を出されました（¥1700）。

「最近の若い方たちにとっては『戦後』とか『戦後史』ということばは、現実からはるかにかけはなれた語感しかもたない」と考える筆者が、戦後47年たち「輪郭だけしかとどめていないいくたの事象や事件を、もういちどその時点にたちかえって確かめてみたい」思いでまとめたもの。風化する〝戦後〟に、筆者は「ヴェトナム戦後派や湾岸戦後派の若い人たちと、いささかでも共通の話題が捜しあてられれば望外の幸せ」と〝まえがき〟にその心中を語っています。

ここに収録されている二八編は、「戦後史　その虚妄と実像を歩く」と題して、雑誌『世界』に88年8月号から連載されたものですが、改めて一冊になってみますと、戦後46年の重みを感じます。

筆者と同じ世代を歩いたはずの私ですが、二八の事件・事象の記憶のなんと不確かだったことか。当時のマスコミから受けた第一印象が作り出した「虚像」を改めて、座標を作り直すにも貴重な一冊でした。

収録の項目は、一九四五年夏・大本営、全国巡幸、読売争議、天皇プラカード事件、「光クラブ」社長の光芒、暁に祈る、通訳　菅季治の死、下山国鉄総裁の歩いた道、チャタレイ裁判、菅生事件、洞爺丸台風、近江絹糸・組合誕生、福龍丸被爆、W・S・ジラードの犯罪、下筌ダムの攻防、プライバシー裁判、金嬉老の訴えたもの、土呂久の公害、沖縄復帰前夜、「靖国」を拒む妻、再審の長い道のり、第一次石油ショック、空白の一日、悲劇の金属バット、若王子支店長誘拐、血債の塔、指紋押捺を拒む、長崎市長の受難。

森林の明日を考える　日本弁護士連合会・公害対策・環境保全委員会

が編集したこの本に、会員がコメントを書いています（有斐閣、¥1751）。

この本は、「自然享有権の確立をめざして」と副題にあるように、日本弁護士連合会が、一九八六年徳島市で開いた第29回人権シンポジュウムの分科会「森林の明日を考える」の討議をへて、大会で採択された「自然享有権確立宣言」に添って、分科会の討論とその後の情勢を加味しての出版したものです。

「森林の危機をどうとらえるか」「わが国森林問題の歴史的変遷」「森林問題の直面する課題」「森林保護制度の確立に向けて」の四部一一章構成。購読会員の薦田哲さんら一四人が分担執筆しています。

この中に一一編の「森林問題への私の提言」が挿入されていて、会員の発言はこの部分にあります。「森林利用に、共の領域を」田中茂、「日本林業の究極の活性策は」榛村純一、「人類の共有財産として保護する国際的ルールを」福岡克也、「モノとヒトを重視する森林法へ」筒井迪夫の各編が会員の執筆の部分です。

新花の百名山

会員の田中澄江さんが日本交通公社から、新刊を出されました（¥2500）。

田中さんは、毎年二〇〜五〇回も山に登っていますが、前著『花の百名山』（読売文学賞）の発刊以来一〇年たった機会に、その間歩いた百名山の一五八花についての旅行記・観察記をまとめて上梓されたものです。

筆者は、前著で紹介した花が、掘り取られている事を嘆き、「開発による自生地の破壊は、三六・六%、山草業者の盗掘によるものは二八・三%」という実態をあげ、「山の花を好きに思うひとはぜ

ひ山を歩いて、山でその花を見てほしいと思う。花々のほほえみ、花々はときに恥じらい、ときに誇りやかに額に汗して自分の姿を眺めに来てくれたひとを喜んで迎えてくれる」と書き、「何故、ゴルフ場建設に反対するか。山地より平地の多い欧米のスポーツを、平地よりはだんぜん山地の多い日本が土地の面積も考えずに真似することはないと思うからである」と指摘します（山の花の恵み）。

水田は文化と環境を守る　会員の富山和子さんが、「富山和子がつくる―日本の米カレンダー」と副題のついた九二年版カレンダーを発刊されました（株式会社サン・¥1100、〒450）。

「米と日本人とは、母と子のように、太いきずなで結ばれています。日本の文化は米づくりの上に築かれ、国土の自然は農民によって支えられてきました。ところが今、農業は危機に瀕しています。それはとりもなおさず、私たちが日本文化の土台を失うということであり、山や川などの自然環境も危うくなっているということです。先祖たちが営々として育んだこの美しい自然の美しい自然と文化を、次の世代へ送るために、どうしても農業を守りたい」という願いをこめて編集されました。

アマチュアを含めて、日本を支えた田園風景一二枚の写真につけられた筆者の言葉、例えば「…いまこの瞬間でも地球では／沢山の人達が餓死している／この先更におびただしい人口が／飢えのため失われると警告されている／穀物自給率三〇％という／肌寒い国土にあって／いまある水田は／かけがえのないたからものだ」（秋田県山南村の写真に）が、筆者の思いを問いかけます。

森の生活ドラマ100　会員の筒井迪夫さんが編纂された本が出されました（日本林業協会¥2500）。

「山に生まれ山に育った人びとは、山を愛し山を大切に護ってきた。……こんな村人たちの行動の数々が、それこそ各地で古くから繰り広げられてきた『森の生活ドラマ』であった。…『森は人を作り、人は森を作る』といわれるが、森によって作られてきた私たちの社会の歩みを振り返ることの大切さと、これからの森と人との新しい、深い交流のあり方を、本書は語りかけている」（解説）と筒井さんが述べるように、この本には全国から伝承民話を中心に一〇〇の話を発掘し編集してあります。

「山仕事」「食とくらし」「衣服と民具」「山のおきて、森のいわれ」「山と森の信仰」「唄と伝説」の六項目に分け、民衆の知恵、自然への敬畏・信仰、技術、芸術などを小学生上級生から読めるものに編んでいます。

かけがえのない自然　会員の柴田敏隆さんが監修され、会員の金田平さんも執筆した本がカワイ出版から出されました（¥1300）。

前号で紹介した「追つめられた地球」に次ぐ『私たちの地球』シリーズの二巻目。カワイ音楽研究会の機関誌『あんさんぶる』に連載したものをまとめたもの。「身近な自然に目を向け、それに対応することから、具体的に自然保護や環境保全に参加し、あわせて子供を含む参加者を活性化し、新しい自然接触の喜びを共に分かちあいたい」願いをこめて出版されました。

「日本の自然を考える断章」など二章は、日本の自然の素晴らしさと日本人の自然とのかかわりの姿勢を明らかにしてくれます。以下の四章が自然観察導入の役割を果たします。金田さんが担当の終章は、「自然とのふれあいを求めて」と題して、月毎に自然観察のポイント、自然の楽しみ方を教えてくれます。

嫁と姑とわたしと　会員の田中澄江さんが、一九八四年海龍社から出した作品を、PHP文庫から新しく出版されました（¥460）。

この本は、筆者の八三年の人生を凝縮させて、いかに生きるべきかを説いたも

のといえます。題のように、嫁・姑の関係を縦糸に、夫との関係、子供としての処し方を横糸にして、人生の機微を述べています。

「嫁と仲良くつき合う知恵」「分かち合う夫と妻の年齢」「豊かにみずみずしく人生を磨く」「美しい老い方」の四章は、夫の父と二〇年、母と三三年共に生き、夫の父とは三年、母とは二五年同居した筆者の生活のなかから、「お互いが人間同士であることを知る」ことを通じて、尊敬し、慈しむ関係を作りあげた述懐でもあります。闘うことを勧め、はっきり物をいう大切さを説きながら、相手を尊敬する心配りを、多くの実例で納得させられた著書といえます。

浅草　上野　隅田川　会員の島正之さんが会長をしている都立忍岡高等学校同窓会（鶯渓会）が、創立80周年を記念して、会報に掲載した手記をまとめて上梓しました。（鶯渓会刊￥5400）。

A五判四〇〇ページには、隅田川やそれにまつわる芸術・交流を語るものが多く掲載されています。島さん自身も「隅田川を下る」「幻の版画家藤牧義夫と隅田川絵巻」「桜橋と親水堤」「隅田川創造活動の昨今」「明日の隅田川」「よみがえれ隅田川」「欧州日記」など一三編を寄せています。題からも分かるように、話題は多岐ですが、島さんの隅田川への思いが伝わってきます。

その他隅田川サミットや水郷水都全国会議の記録なども掲載され、同窓会誌を越えた幅の広さもうかがえます。4月に初版発行、8月に再版というのは、この本の内容が文集の域を脱し、資料にも期待されているからでしょう。

会員の消息

テレビ　NHK教育テレビが7月15・16日にわたって「現代ジャーナル・北海道の森はいま」を放映。「何が森を変えたのか・北海道国有林の戦後史」「森と人・共生への道」のテーマでしたが、会員の富山和子さん、小関隆祺さんが出演して、解説などおこないました。

新聞　「緑と水を守る地方セミナー」が共同通信社と地方紙の共催で開かれていますが、前号既報後の会員の出席が次の通りありました。

7月16日　信濃毎日新聞＝長野市「緑を守るシンポジウム／内山節さん、菅原聡さん。

9月22日　中国新聞＝松江市「シンポジウム／緑ルネサンス」の基調講演に大内力さん。

シンポ　7月27日横浜市で開かれた「シニアフォレスター会議開催記念シンポシウム」で神足勝浩さんが、内外パネリストの司会者として出席。

森林フォーラム　7月26・28日の上野村でのフォーラムに内山節・三井昭三・土田武史・秋山紀子さんが講師で参加。

10月12・13日、天城山のフォーラムには杉本一さんが講師として参加。

お願い

○近況をお知らせ下さい。また、出版をされた本などのご連絡をお待ちしています。

○投稿を求めています。

八〇〇字以内で、自由な意見をお寄せ下さい。

山村問題と自然保護で提言委員会が論議していますが、投稿の形でも誌上参加をお願いします。

会員紹介

多様な会員を〝自己紹介〟する欄です。生いたち、著作、モットー、好きな本、メッセージなどお寄せ下さい。（五〇音順、一部未着の方は到着しだい掲載します）

島　正之



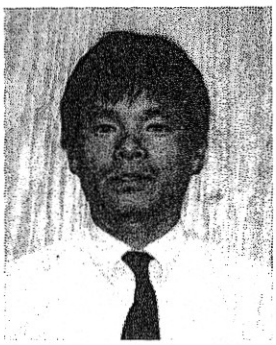
川をこよなく愛す。幼少の疎開時と小中時代の夏休みの千曲川、小中時代の隅田川は、思い出の遊び空間であった。清流隅田川の復活を求めて水系の思想を主張し、隅田川源流部との交流を十年。昨年流域特性の異なる四万十川との友好河川提携をした。上下流の因果関係を重視し、川と森、都市と農山村に関心を深め、現場で学ぶことをモットーとしている。江戸時代から浅草に住み、中大院に学び、千葉工大助教授。主な著作は『隅田川』。

野上燿三

一九一八年　東京都生
一九四一年　東京帝国大学工学部機械工学科卒
一九四九年　東京大学理学部物理学科卒
一九六三年～一九七九年　東京大学理学部教授
一九七九年～明星大学理工学部教授

メッセージ　今年から浅間山麓の自然環境を乱開発から守る運動の手伝いを始めました。慣れない仕事なので解らないことが多く、会員の方方の教えを乞いたいと存じます。

手塚　伸



新たに会員となりました、手塚伸と申します。

昭和三四年山梨県甲府の生れであります。昭和五七年三月に信州大学を卒業後、山梨県庁に入庁いたし、現在は、企画管理局地域計画室という所属で、主にリゾート法を担当しております。

地方自治体という性格から、多くの方々に、様々な価値感のお話や活動を見聞きすることが、最も大切なことと考えています。そうした意味でも、今後ともよろしくお願い申しあげます。

森林の未来を憂えて

――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林
1991年秋季号
第38号

■発　行　1991年10月1日
■発行責任者　隅谷三喜男
■発行所　国民森林会議
東京都港区赤坂1-9-13
TEL 03(3583)2 3 5 7
振替口座 東京2-70096
■定　価　1,000円（〒共）
（年額 3,000円）